

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）に係る  
計画段階環境配慮書  
要約書

令和 8 年 2 月

西原町



## まえがき

本計画段階環境配慮書は、南部広域行政組合が進めている「南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）」について、都市計画決定権者である西原町が、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）に基づき、本事業計画の立案段階において、環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、その結果をとりまとめたものである。



## 目 次

### まえがき

第1章 都市計画決定権者の氏名及び住所.....	1-1
1.1 都市計画決定権者の氏名及び住所.....	1-1
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容.....	2-1
2.1 都市計画配慮書対象事業（以下「対象事業」とする。）の名称及び種類.....	2-1
2.2 対象事業の目的.....	2-1
2.3 事業実施想定区域の位置.....	2-1
2.4 対象事業の位置の検討経緯.....	2-1
2.5 対象事業の規模.....	2-3
2.5.1 計画ごみ質の設定.....	2-3
2.5.2 施設整備規模等の設定.....	2-6
2.5.3 廃棄物等運搬計画.....	2-10
2.6 対象事業の概要.....	2-16
2.6.1 計画の必要性.....	2-16
2.6.2 対象事業の背景及び経緯.....	2-17
2.6.3 上位計画との整合性.....	2-22
2.6.4 公害防止計画.....	2-26
2.6.5 工事計画の概要.....	2-29
2.6.6 複数案の設定について.....	2-29
2.6.7 計画段階配慮事項を検討するための計画策定方針.....	2-34
第3章 事業実施想定区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると 想定される地域の概況.....	3-1
第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法.....	4-1
4.1 計画段階配慮事項の選定.....	4-1
4.1.1 影響要因及び環境要素の抽出.....	4-1
4.1.2 事業特性及び地域特性.....	4-1
4.1.3 計画段階配慮事項の選定.....	4-2
4.2 調査、予測及び評価の手法.....	4-10
4.2.1 選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法.....	4-10
4.2.2 選定した計画段階配慮事項の調査地域及び予測地域.....	4-11
第5章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価.....	5-1
5.1 環境要素に係る総合的な評価.....	5-1



# **第1章 都市計画決定権者の氏名及び住所**



## 第1章 都市計画決定権者の氏名及び住所

### 1.1 都市計画決定権者の氏名及び住所

名 称：沖縄県西原町

代表者の氏名：西原町長 崎原 盛秀

住 所：沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の 1

本事業は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 5 項に規定する都市施設として、同法の規定により西原町が決定権者として都市計画決定を行うことを予定している。

このことから、沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年 12 月 27 日条例第 77 号）第 41 条の 2 の第 2 項の規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続きは、西原町が当該対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続きと併せて行うこととする。

#### ○沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年 12 月 27 日条例第 77 号）抜粋

- 第 41 条の 2 配慮書対象事業が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同条第 5 項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第 4 条の 2 から第 4 条の 8 までの規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第 15 条第 1 項に規定する県であるときは、第 3 項、第 44 条の 2 及び第 45 条の 2 に定めるところにより、県が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第 4 条の 3 第 2 項、第 4 条の 8 第 1 項第 3 号及び第 2 項の規定は、適用しない。
- 2 配慮書対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第 4 条の 2 から第 4 条の 8 までの規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手續は、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第 15 条第 1 項に規定する市町村又は都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 51 条第 1 項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村であるときは、次項、第 44 条の 2 及び第 45 条の 2 に定めるところにより、当該市町村が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手續と併せて行うことができるものとする。この場合において、前項後段の規定を準用する。



## 第2章 都市計画配慮書対象事業の目的 及び内容



## 第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容

### 2.1 都市計画配慮書対象事業（以下「対象事業」とする。）の名称及び種類

事業の名称：南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）

事業の種類：沖縄県環境影響評価条例第2条第2項第1号に掲げる事業

『廃棄物処理施設の設置又は変更の事業』

### 2.2 対象事業の目的

これまで、南部地域では糸満環境美化センター（平成10年竣工、糸満市・豊見城市清掃施設組合）、東部環境美化センター（昭和60年竣工、東部清掃施設組合）、島尻環境美化センター（昭和55年竣工、島尻消防、清掃組合）でそれぞれごみ処理を行ってきた。しかしながら、島尻環境美化センターのごみ焼却施設は老朽化により平成26年に閉鎖し、糸満環境美化センターは稼働後27年、東部環境美化センターは稼働後40年といずれも施設の老朽化に伴う劣化が激しく、安定したごみ処理サービス提供のために新たなごみ処理施設の整備が喫緊の課題となっている。

このような状況を背景に、南部のごみ処理の共同事務を担う糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町の3市3町（以下「構成市町」という。）のごみ処理の効率化と財政負担の低減のため、平成30年4月に南部広域行政組合と糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合及び島尻消防、清掃組合（清掃事務のみ）の3清掃組合との組織統合を行った。

本事業は、構成市町におけるごみ処理広域化の実現に向けて、上記3施設を一元化した新たなごみ処理施設を建設するものである。

### 2.3 事業実施想定区域の位置

事業の実施想定区域（以下「事業実施想定区域」という。）の位置を図2.4-1に示す。

事業実施想定区域は、西原町の東部に位置し、工業専用地域に隣接した市街化調整区域にある。現状では畠や原野となっており、敷地面積は約41,900m<sup>2</sup>である。

### 2.4 対象事業の位置の検討経緯

これまで南部地域は糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合及び島尻消防、清掃組合にてごみ処理を行ってきた。

南部のごみ処理の共同事務を担う糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町の3市3町において、ごみ処理の効率化と財政負担の軽減を図るため南部広域行政組合と糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合及び島尻消防、清掃組合（清掃事務のみ）の組織を統合し、ごみ処理施設を一元化することが平成20年3月に確認され、平成30年4月1日に組織統合となった。

本事業の建設予定地である小那覇地区は現在、畠や原野となっている。令和5年10月に西原町より同地区を含めた約25haを建設候補地として推薦があり、その後南部広域行政組合で同地区へ絞り込みを行い、地権者説明会、住民説明会を経て、令和7年1月に環境衛生関係市町村理事協議会にて建設予定地となった。



図 2.4-1 事業実施想定区域位置図

## 2.5 対象事業の規模

対象事業の規模の概要を表 2.5-1 に示す。

表 2.5-1 対象事業の規模の概要

項目	概要
事業実施想定区域の位置	中頭郡西原町小那霸地区 (図 2.4-1 参照)
施設の規模	敷地面積 約 41,900m <sup>2</sup> ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）：約 300 t / 日（24 時間稼働） ・マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）：約 20 t / 5 時間

### 2.5.1 計画ごみ質の設定

#### (1) ごみ質の実績

構成市町の既存施設における過去5年間（令和2～令和6年度）のごみ質分析結果を表 2.5-2 に示す。

表 2.5-2(1) ごみ質分析結果（糸豊環境美化センター）

No.	分析日	種類組成						単位 体積 重量 kg/m <sup>3</sup>	三成分			低位 発熱量 kJ/kg kcal/kg	
		紙・布 類	木・竹・ ワラ類	ビニール・ 合成樹脂等	厨芥類	その他	不燃 物類		水分	可燃分	灰分		
		%	%	%	%	%	%		%	%	%	kJ/kg	kcal/kg
1	2020/07/03	59.3	32.8	2.3	4.4	0.5	0.7	80.0	41.4	53.7	4.9	9,070	2,170
2	2020/09/24	35.9	48.3	3.7	11.4	0.6	0.1	108.0	45.4	49.2	5.4	8,120	1,940
3	2020/12/07	61.4	25.5	6.9	3.7	1.3	1.2	113.0	48.8	46.3	4.9	7,490	1,790
4	2021/03/03	55.8	31.9	4.6	5.5	1.2	1.0	99.0	48.0	47.2	4.8	7,680	1,840
5	2021/05/13	50.8	26.8	9.8	11.5	0.4	0.7	94.0	34.7	60.3	5.0	10,500	2,510
6	2021/08/27	49.6	21.6	10.2	16.7	1.0	0.9	118.9	39.0	55.5	5.5	9,480	2,270
7	2021/11/29	42.5	29.3	10.6	14.5	2.2	0.9	76.3	44.3	49.7	6.0	8,250	1,970
8	2022/02/25	52.0	31.5	5.7	8.7	0.6	1.5	144.3	57.2	39.0	3.8	5,910	1,410
9	2022/05/31	47.6	28.8	5.6	15.3	0.6	2.1	130.7	48.2	44.2	7.6	7,110	1,700
10	2022/08/26	52.4	30.3	6.9	8.5	0.7	1.2	80.3	36.6	58.5	4.9	10,100	2,420
11	2022/11/29	45.2	35.9	5.0	10.0	1.6	2.3	72.6	36.8	57.2	6.0	9,840	2,350
12	2023/02/27	54.9	22.6	4.6	16.8	0.7	0.4	117.1	48.0	47.4	4.6	7,720	1,850
13	2023/05/29	60.1	25.0	1.5	12.1	0.3	1.0	94.3	33.1	62.0	4.9	10,800	2,590
14	2023/08/29	44.7	30.6	6.2	16.9	0.9	0.7	108.6	49.2	45.7	5.1	7,370	1,760
15	2023/11/30	56.2	30.2	1.9	10.7	0.3	0.7	118.6	39.8	55.9	4.3	9,530	2,280
16	2024/02/29	46.3	29.4	13.8	5.3	2.1	3.1	120.0	47.9	45.5	6.6	7,380	1,760
17	2024/05/30	50.1	25.7	10.0	11.4	1.2	1.6	134.3	49.2	46.7	4.1	7,560	1,810
18	2024/08/30	53.1	29.1	8.3	7.3	1.4	0.8	125.7	39.1	54.7	6.2	9,320	2,230
19	2024/11/29	59.7	25.4	4.5	5.7	0.0	4.7	102.9	42.2	51.3	6.5	8,600	2,060
20	2025/02/28	52.5	30.8	9.4	5.4	1.0	0.9	107.1	48.5	46.6	4.9	7,560	1,810
最大値		61.4	48.3	13.8	16.9	2.2	4.7	144.3	57.2	62.0	7.6	10,800	2,590
平均値		51.5	29.6	6.6	10.1	0.9	1.3	107.3	43.9	50.8	5.3	8,470	2,026
最小値		35.9	21.6	1.5	3.7	0.0	0.1	72.6	33.1	39.0	3.8	5,910	1,410

注：1cal=4.19J にて単位換算。

表 2.5-2(2) ゴミ質分析結果（東部環境美化センター）

No.	分析日	種類組成						単位 体積 重量 kg/m <sup>3</sup>	三成分			低位 発熱量 kJ/kg kcal/kg	
		紙・布 類	木・竹・ ワラ類	ビニール・ 合成樹脂等	厨芥類	その他	不燃 物類		水分	可燃分	灰分		
		%	%	%	%	%	%		%	%	%	kJ/kg	kcal/kg
1	2020/05/14	63.5	3.8	21.4	5.1	5.0	1.2	134.0	39.0	53.3	7.7	10,300	2,458
2	2020/07/23	45.3	6.5	24.0	14.0	2.6	7.6	147.0	50.4	42.3	7.3	8,200	1,957
3	2020/10/01	47.8	5.3	21.7	20.1	4.5	0.6	153.0	52.1	42.3	5.6	7,700	1,838
4	2021/01/22	41.5	11.8	17.8	9.6	12.6	6.7	136.0	49.5	41.6	8.9	7,700	1,838
5	2021/04/26	52.2	2.0	28.0	10.9	3.4	3.5	136.0	46.1	48.6	5.3	10,500	2,506
6	2021/07/08	54.0	4.2	24.7	8.8	6.7	1.6	149.0	42.6	50.2	7.2	9,600	2,291
7	2021/10/20	47.6	8.0	27.5	9.5	7.0	0.4	141.0	45.3	49.9	4.8	9,960	2,377
8	2022/01/17	55.8	3.0	21.3	15.3	3.5	1.1	149.0	48.7	45.8	5.5	8,350	1,993
9	2022/04/25	56.6	4.0	21.4	10.8	2.1	5.1	144.0	42.9	49.8	7.3	9,230	2,203
10	2022/07/01	42.6	6.3	19.6	18.5	1.7	11.3	154.0	50.6	44.1	5.3	7,930	1,893
11	2022/10/19	46.7	8.5	30.6	9.2	0.9	4.1	149.0	40.9	54.4	4.7	11,300	2,697
12	2023/01/13	51.2	13.6	19.8	7.1	6.3	2.0	141.0	38.1	55.3	6.6	10,300	2,458
13	2023/04/14	49.0	5.8	26.3	6.7	11.4	0.8	142.0	44.5	50.2	5.3	10,200	2,434
14	2023/07/20	48.9	9.0	29.1	8.8	3.5	0.7	132.0	37.3	56.9	5.8	12,000	2,864
15	2023/10/16	48.4	6.7	25.5	11.1	7.1	1.2	139.0	48.9	45.3	5.8	9,000	2,148
16	2024/01/17	51.8	5.3	27.3	8.5	5.4	1.7	135.0	41.8	52.7	5.5	11,200	2,673
17	2024/04/24	40.2	8.7	28.4	11.8	8.5	2.4	158.0	47.2	45.8	7.0	8,890	2,122
18	2024/07/05	49.4	4.9	25.2	14.8	5.0	0.7	147.0	33.9	60.9	5.2	12,500	2,983
19	2024/10/04	44.9	14.4	21.2	15.6	2.9	1.0	137.0	42.5	53.2	4.3	10,200	2,434
20	2025/01/08	44.9	4.1	27.3	16.5	5.4	1.8	148.0	47.2	47.5	5.3	9,900	2,363
最大値		63.5	14.4	30.6	20.1	12.6	11.3	158.0	52.1	60.9	8.9	12,500	2,983
平均値		49.1	6.8	24.4	11.6	5.3	2.8	143.6	44.5	49.5	6.0	9,748	2,326
最小値		40.2	2.0	17.8	5.1	0.9	0.4	132.0	33.9	41.6	4.3	7,700	1,838

注：1cal=4.19J にて単位換算。

## (2) 計画ごみ質の設定

計画ごみ質は「ごみ処理施設整備基本計画」（令和3年3月、南部広域行政組合）より設定した。

計画ごみ質を表 2.5-3に、元素組成割合（乾ベース）を表 2.5-4に、物理組成を表 2.5-5に示す。

表 2.5-3 施設集約時の計画ごみ質（低位発熱量・三成分・単位体積重量）

項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量	kJ/kg	6,100	9,200	12,800
	kcal/kg	1,400	2,100	3,000
三成分	全水分	%	50	39.7
	灰分	%	11.3	11.6
	可燃分	%	38.7	48.7
単位体積重量	kg/m <sup>3</sup>	123	100	77

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和3年3月、南部広域行政組合）

表 2.5-4 施設集約時の計画ごみ質（元素組成）

項目	炭素量 C	水素量 H	窒素量 N	硫黄量 S	塩素量 Cl	酸素量 O	可燃分量 V
乾ベース	58.57%	8.25%	1.52%	0.06%	1.06%	30.54%	100.00%

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和3年3月、南部広域行政組合）

表 2.5-5 計画の物理組成

項目	紙・布類	木、竹、わら類	ビニール・合成樹脂等	厨芥類	その他	不燃物類	合計
割合 (%)	48.1	7.8	28.5	11.0	2.7	1.9	100.0

注：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和3年3月、南部広域行政組合）に記載されている実績データをもとに、2施設（糸豊、東部）を加重平均して算出。

## 2.5.2 施設整備規模等の設定

### (1) 施設規模の設定

施設規模は、「ごみ処理施設整備基本計画」（令和3年3月、南部広域行政組合）で示された計画ごみ処理量及び「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第24032920号）（以下「整備規模通知」という。）を踏まえ、以下のとおり設定する。

#### 1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

##### ①計画ごみ処理量

計画ごみ処理量は表 2.5-6のとおり、70,228 t /年とする。

表 2.5-6 エネルギー回収型廃棄物処理施設の計画ごみ処理量

項目	処理量	備考
①可燃ごみ	67,616 t /年	内、直接搬入量4,573 t /年
②破碎可燃残渣	958 t /年	
③脱水汚泥	1,648 t /年	含水率82～83%想定
④し渣等	6 t /年	
計	70,228 t /年	
計画年間日平均処理量	192.4 t /日	

注1：災害時には上記以外に災害ごみを見込む。

注2：計画年間日平均処理量=年間処理量÷365日

##### ②施設規模の算定式

施設規模は、整備規模通知に基づき、次式により算出した。

$$\text{施設規模} = (\text{計画1人1日平均排出量} \times \text{計画収集人口} + \text{計画直接搬入量}) \div \text{実稼働率}$$

- ・計画1人1日平均排出量：直近の実績を基礎とし、ごみ減量施策による効果等を見込んで推計した値
- ・計画収集人口：計画目標年次における市町村等の区域内の総人口から、自家処理人口を差し引いた人口
- ・実稼働率：(365日－年間停止日数) ÷ 365日

年間停止日数は、75日を上限とする。

※75日の考え方：整備補修期間+補修点検+全停止期間+故障の修理・やむを得ない一時休止の日数

※75日の内訳：計画停止（整備補修・補修点検・全停止期間含む）61日+ピット調整10日+予定外停止4日

※調整稼働率は故障の修理・やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮したものであったが、それらの想定日数を年間停止日数に含んでいる。

### ③計画1人1日平均排出量

計画1人1日平均排出量は、「661.6g/人・日」とする。

### ④計画収集人口

計画収集人口は、「280,000人（仮設定）」とする。

### ⑤計画直接搬入量

計画直接搬入量は、粗大ごみ処理施設からの破碎可燃残渣及びし尿処理施設からの脱水汚泥・し渣等を対象とする。

計画直接搬入量は、「(958 t/年 + 1,648 t/年 + 6 t/年) ÷ 365 = 7.2 t/日」とする。

### ⑥実稼働率

年間停止日数は「75日」とする。

実稼働率は「(365日 - 75日) ÷ 365日 = 79.5%」とする。

### ⑦施設規模（災害廃棄物を含まない）

以上より、施設規模は、以下の式より「242.1 t/日」と算出される。

$$\begin{aligned}\text{施設規模} &= (661.6\text{g}/\text{人} \cdot \text{日} \times 280,000\text{人} + 7.2\text{t}/\text{日}) \div 79.5\% \\ &= 242.1\text{t}/\text{日}\end{aligned}$$

### ⑧災害廃棄物処理量を見込んだ施設規模

施設の規模は、上記の必要処理能力に災害廃棄物の受入れを見込んだ値とする。

災害廃棄物処理量は、施設規模の10%である24.2 t/日を新施設で処理するものとし、必要処理能力に上乗せする。

施設規模は、以下の式より約300 t/日と設定する。

$$\begin{aligned}\text{施設規模} &: 242.1\text{t}/\text{日} + 24.2\text{t}/\text{日} = 266.3\text{t}/\text{日} \\ &\Rightarrow \text{約}300\text{t}/\text{日}\end{aligned}$$

### ⑨まとめ

以上より、エネルギー回収型廃棄物処理施設の施設規模は、「約300 t/日」とする。

## 2) マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）

### ①計画ごみ処理量

計画ごみ処理量は表 2.5-7のとおり、2,563 t /年とする。

表 2.5-7 マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の計画ごみ処理量

項目	処理量	備考
①不燃ごみ	1,140 t /年	内、直接搬入量93 t
②粗大ごみ	1,423 t /年	内、直接搬入量470 t
計	2,563 t /年	
計画年間日平均処理量	7.0 t /日	

注1：上記のほか、有害・危険ごみ 80 t /年をストックヤード貯留とする。

注2：計画年間日平均処理量＝年間処理量÷365 日

### ②計画年間日平均処理量

計画年間日平均処理量は、計画目標年度の計画ごみ処理量2,563 t /年を年間日数365日で除し、7.0 t /日となる。

### ③施設規模の算定

マテリアルリサイクル推進施設(不燃・粗大ごみ処理施設)の施設規模は次式により算出した。

$$\text{施設規模} = (\text{計画年間日平均処理量}) \div (\text{実稼働率}) \times \text{計画月最大変動係数}$$

- ・実稼働率：土日休日及び祝日等によって、年間120日が停止するとし、年間実稼働日数が245日間の時の実稼働率は245日÷365日=0.671
- ・計画月変動係数：変動するごみ搬入量を考慮し、ごみ搬入量が多くなる月にも対応できるように設定する係数

変動するごみ搬入量を考慮し、ごみ搬入量が多くなる月にも対応できるように変動係数を設定する。変動係数は「ごみ処理施設整備基本計画（令和3年3月、南部広域行政組合）」より、1.36とする。

施設規模は、以下の式より約20 t /5hと設定する。

$$\text{施設規模} = 7.0 \text{ t /日} \div 0.671 \times 1.36 = 14.2$$

$$\Rightarrow \text{約}20 \text{ t /5h}$$

### ④まとめ

以上より、マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の施設規模は、「約20 t /5h」とする。

(2) 炉数

焼却施設の炉数は3炉とする。

(3) 運転時間

1) 焼却施設

焼却施設の運転時間は1日24時間とする。

2) マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）

マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の運転時間は、破碎機等から発生する騒音や振動が環境に及ぼす影響を考慮して、一般的な1日5時間（日中を予定）とする。

### 2.5.3 廃棄物等運搬計画

構成市町における現在のごみの収集運搬方法を表 2.5-8～表 2.5-19に示す。

新施設稼働後のごみ収集運搬方法も現施設のごみ収集運搬方法を予定している。

表 2.5-8 糸満市におけるごみの収集運搬方法（家庭系ごみ）

区分	ごみの種類	排出方法	排出形態	収集頻度
もやせるごみ	生ごみ、草木類、プラスチック類、紙くず、その他(紙おむつ、衣類、ゴム、革製品等)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週3回
もやせないごみ	金属類、ガラス類、陶器類、小型の電化製品	戸別収集	指定有料ごみ袋	毎月第2～5週各1回
資源ごみ	紙類	戸別収集	紐で縛る	週1回
	かん類		透明又は半透明の袋に入れる。	
	びん類			
	ペットボトル			
粗大ごみ	電化製品、家具類、寝具類、木の枝・幹、その他(自転車、ガスレンジ、電子レンジなど)	事前申し込み	粗大ごみシール(有料)を貼る。	週1回
有害ごみ	蛍光灯、水銀体温計、充電式電池、電池一体型の小型家電	戸別収集	指定有料ごみ袋	月1回

出典：1. 「ごみの出し方について」(糸満市ホームページ)

2. 「糸満市ごみの分け方・出し方ハンドブック」(令和6年11月、糸満市)

表 2.5-9 糸満市におけるごみの収集運搬方法（事業系ごみ）

収集運搬主体	収集回数	収集方法
事業者(許可業者)	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。

表 2.5-10 豊見城市におけるごみの収集運搬方法（家庭系ごみ）

区分	ごみの種類	排出方法	排出形態	収集頻度
もやせるごみ	生ごみ、食用油、プラスチック類、紙くず等、細かい枝・草・葉類、その他(紙おむつ、衣類、ゴム、皮製品等)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週2回
もやせないごみ	スプレー缶、金属類(なべ・やかん・ハンガー・かさなど)、陶器・ガラス類、茶碗、皿、化粧びん、耐熱ガラスなど、小型の電化製品など	戸別収集	指定有料ごみ袋	月2回
資源ごみ	缶類	戸別収集	指定有料ごみ袋	週1回
	びん類		指定有料ごみ袋	
	ペットボトル類		指定有料ごみ袋	
	紙類		紐で縛る	
粗大ごみ	原則として30cm以上のごみ	事前申し込み	粗大ごみ処理券(有料)を貼る	—
危険ごみ	蛍光灯、割れガラス、びんなど、カミソリ、カッター、小型の包丁・のこぎりなど、ライター、乾電池	戸別収集	指定有料ごみ袋	月2回

出典：「一般廃棄物について～ごみの正しい分け方・出し方～」(豊見城市ホームページ)

表 2.5-11 豊見城市におけるごみの収集運搬方法（事業系ごみ）

収集運搬主体	収集回数	収集方法
事業者(許可業者)	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。

表 2.5-12 南城市におけるごみの収集運搬方法（家庭系ごみ）

区分	ごみの種類	排出方法	排出形態	収集頻度
もやすごみ	生ごみ、食用油、プラスチック類、紙くず等、細かい枝・草葉類、その他(紙おむつ、ゴム類、革製品等)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週2回
もやせないごみ	金属類(なべ・やかんなど)、小型の電化製品など、その他(電灯、まほうびん等)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週1回
資源ごみ	かん類	戸別収集	かご等に入れる	週1回
	びん類		かご等に入れる	
	ペットボトル類		かご等に入れる	
	紙・布類		紐で縛る	
粗大ごみ	タンス、机、ベッド、ベッド用(マットレス)ソファ、食器棚、畳、オルガンなど、自転車、ビデオデッキ、扇風機、掃除機、ガスコンロ、トースター、カラーボックス、ふとんなど	事前申し込み	粗大ごみ処理券(有料)を貼る	—
有害・危険ごみ	蛍光灯・電球・乾電池・リチウムイオン電池等、陶器・ガラス類、茶碗、皿、鏡など、カミソリ、カッター、包丁・のこぎりなど、ライター、その他(カサ、ハンガー、スプレー缶、ペンキ缶)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週1回

出典：1. 「ごみの出し方」(南城市ホームページ)  
 2. 「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(令和5年7月、南城市)

表 2.5-13 南城市におけるごみの収集運搬方法（事業系ごみ）

収集運搬主体	収集回数	収集方法
事業者(許可業者)	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。

表 2.5-14 八重瀬町におけるごみの収集運搬方法（家庭系ごみ）

区分	ごみの種類	排出方法	排出形態	収集頻度
もやすごみ	生ごみ、食用油、プラスチック類、紙くず等、細かい枝・草葉類、その他(紙おむつ、ゴム類、革製品等)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週2回
もやせないごみ	金属類(なべ・やかんなど)、陶器類、小型の電化製品、その他(電灯、水筒等)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週1回
資源ごみ	ペットボトル 白いトレイ	戸別収集	かご等に入れる	週1回
	かん類		かご等に入れる	
	びん類		かご等に入れる	
	紙・布類		紐で縛る	
粗大ごみ	タンス、机、ベッド用(マットレス)ソファ、食器棚、畳、オルガンなど、自転車、ビデオデッキ、扇風機、掃除機、ガスコンロ、トースター、カラーBOX、ふとんなど	事前申し込み	粗大ごみ処理券(有料)を貼る	—
有害・危険ごみ	蛍光灯・電球等、割れた陶器、グラス、ガラスなど、カミソリ、カッター、包丁・のこぎりなど、ライター、乾電池、その他(カサ、ハンガー、スプレー缶、ペンキ缶)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週1回

出典：「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(八重瀬町ホームページ)

表 2.5-15 八重瀬町におけるごみの収集運搬方法（事業系ごみ）

収集運搬主体	収集回数	収集方法
事業者(許可業者)	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。

表 2.5-16 与那原町におけるごみの収集運搬方法（家庭系ごみ）

区分	ごみの種類	排出方法	排出形態	収集頻度
燃やすごみ	生ごみ、プラスチック類、枝・草葉類、その他（ゴム、皮革類、ティッシュ、紙おむつ、下着、カーテン、毛布など）	戸別収集	指定有料ごみ袋	週2回
燃やさないごみ	金属類、ガラス・陶器類、小型電化製品、その他（スケート靴、ネジ、ペンキ缶など）	戸別収集	指定有料ごみ袋	週1回
資源ごみ	古紙・古布類	戸別収集	紐で縛る	週1回
	缶・びん・ペットボトル類	戸別収集	透明、半透明の袋	
粗大ごみ	タンス、食器棚、ベッド（マット）、ソファ、大人用自転車、姿見、ベビーカーなど、扇風機、掃除機、座イス、ガスコンロ	戸別収集	粗大ごみ処理券（有料）を貼る	週1回
危険ごみ	蛍光灯・電球など、割れたガラスなど、ライター・スプレー缶、その他（画鋲、縫い針、くぎ、中身の残ったペンキ缶やオイル缶など）	戸別収集	指定有料ごみ袋	週1回

出典：「ごみの正しい分け方・出し方」（令和4年4月、与那原町）

表 2.5-17 与那原町におけるごみの収集運搬方法（事業系ごみ）

収集運搬主体	収集回数	収集方法
事業者（許可業者）	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。

表 2.5-18 西原町におけるごみの収集運搬方法（家庭系ごみ）

区分	ごみの種類	排出方法	排出形態	収集頻度
もえるごみ	生ごみ、プラスチック類、紙くず、木材・建材類、その他（汚れた布類または破れた布類、革類、ゴム類）	戸別収集	指定有料ごみ袋	週 2 回
もえないごみ・危険ごみ	金属類、ガラス類、ビン、陶器類、その他（傘、ライター、ドライヤー、ビデオカメラ、ヘルメット、小型電化製品）	戸別収集	指定有料ごみ袋	週 1 回
資源ごみ	古紙・古布類	本・段ボール・新聞紙・古着、雑紙、牛乳パック	戸別収集	週 1 回
	木枝（生木）	—	戸別収集	
	缶類・びん類・ペットボトル	飲食用	戸別収集	
	てんぷら油	食用油	戸別収集	
粗大ごみ	タンス、食器棚、ベッド（マット）、机、ソファーなど、扇風機、掃除機、座イス、ガスコンロなど	戸別収集	粗大ごみ処理券（有料）を貼る	週 1 回

出典：「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（令和 2 年 12 月、西原町）

表 2.5-19 西原町におけるごみの収集運搬方法（事業系ごみ）

収集運搬主体	収集回数	収集方法
事業者（許可業者）	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。

## 2.6 対象事業の概要

### 2.6.1 計画の必要性

これまで南部地域においては、糸豊環境美化センター（平成10年竣工、糸満市・豊見城市清掃施設組合）、東部環境美化センター（昭和60年竣工、東部清掃施設組合）、島尻環境美化センター（昭和55年竣工、島尻消防、清掃組合）でそれぞれ処理を行ってきた。

しかしながら、島尻環境美化センターのごみ焼却施設は老朽化により平成26年に閉鎖し、糸豊環境美化センターは稼働後27年、東部環境美化センターは稼働後40年といずれも施設の老朽化に伴う劣化が激しく、安定したごみ処理サービス提供のためにも新たなごみ処理施設の整備が喫緊の課題となっている。

このような状況を背景に、ごみ処理の効率化と財政負担の低減のため、平成30年4月に南部広域行政組合と糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合及び島尻消防、清掃組合（清掃事務のみ）の3清掃組合との統合を行い、ごみ処理の広域化に向けた新たなごみ処理施設を推進することとなった。

「ごみ処理施設整備基本構想」（平成29年2月、南部広域行政組合）、「ごみ処理施設整備事前調査」（平成30年3月、南部広域行政組合）、「ごみ処理施設整備事業費調査」（平成31年3月、南部広域行政組合）を策定し検討を重ね、その中で、本組合ではエネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）、マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）を整備することとした。また、令和7年1月の環境衛生関係市町村理事協議会にて西原町小那覇地区を建設予定地として選定した。

これまでの検討を受け、ごみ処理施設整備に係る基本的な方針などを明らかにすることを目的に、令和7年度には南部広域行政組合において「ごみ処理施設整備基本計画」を策定する予定となっている。

## 2.6.2 対象事業の背景及び経緯

### (1) 一般廃棄物処理施設におけるごみ処理の現状

#### 1) 糸満市、豊見城市

現在の糸満市及び豊見城市のごみ処理の流れを図 2.6-1に示す。

糸満市及び豊見城市から排出したごみは糸豊環境美化センターで中間処理している。資源ごみは各市での処理となっており、それぞれ民間委託での処理となっている。また、残渣等については溶融飛灰を除いて資源化を実施している。

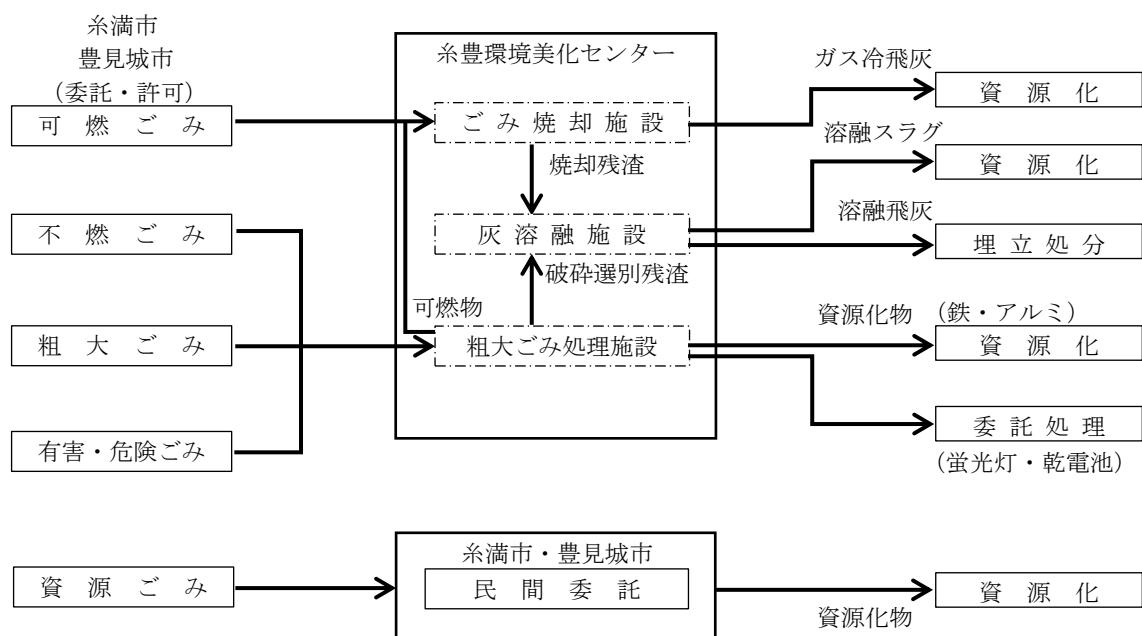


図 2.6-1 現在の糸満市及び豊見城市のごみ処理フロー

## 2) 南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町

現在の南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町のごみ処理の流れを図 2.6-2に示す。

南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町から排出したごみは、可燃ごみ及び不燃・危険・粗大ごみ解体後の可燃残渣を全量、東部環境美化センターで焼却処理しており、各処理残渣についてはすべて南部広域行政組合による埋立処分を実施している。

また、南城市及び八重瀬町の不燃・粗大ごみについては島尻環境美化センターで処理しており、埋立処分している。与那原町及び西原町においては資源ごみを除いて東部環境美化センターで中間処理を行っている。与那原町の資源ごみは委託処理、西原町は西原町リサイクルヤードで処理後、それぞれ資源化している。

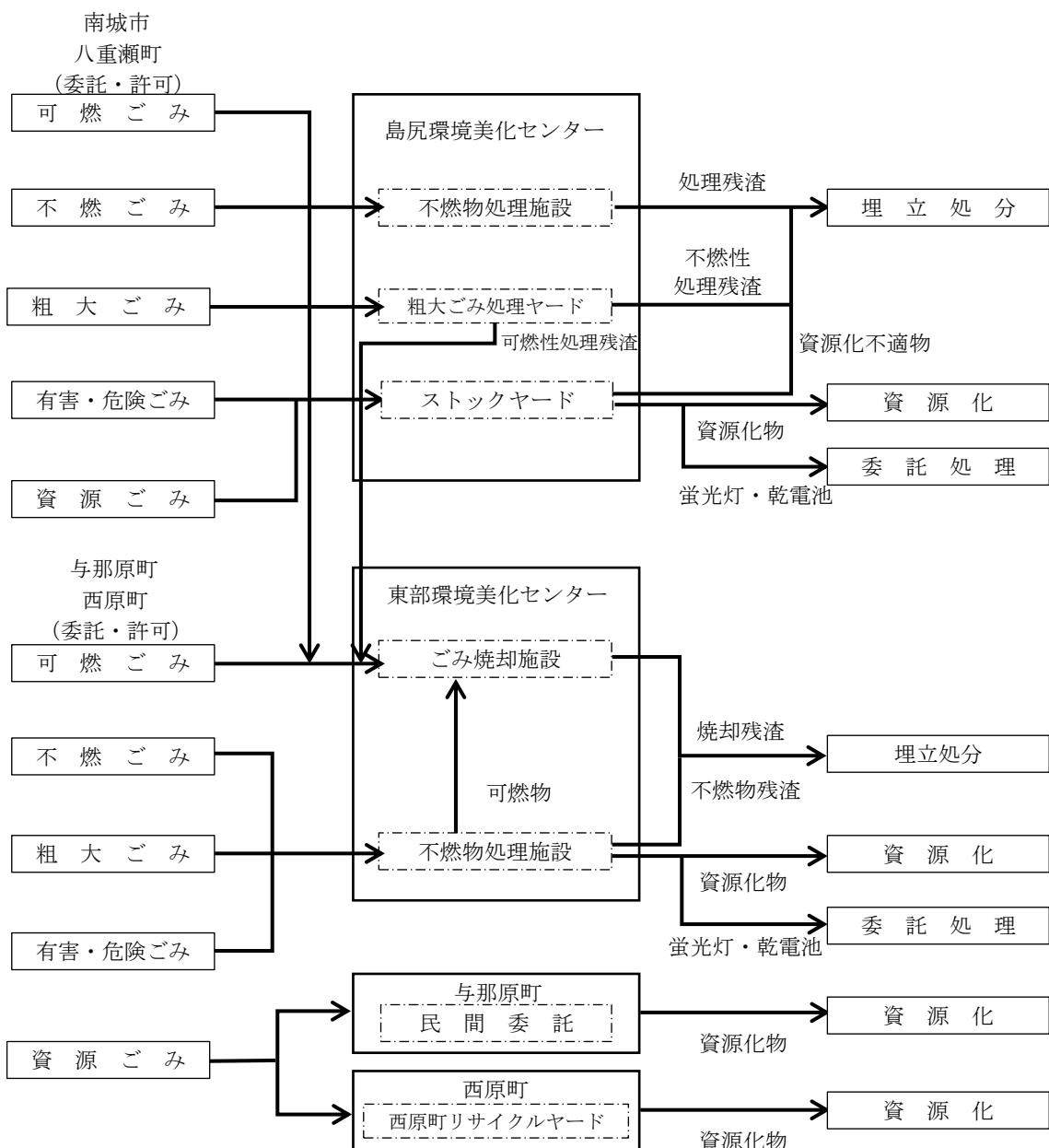
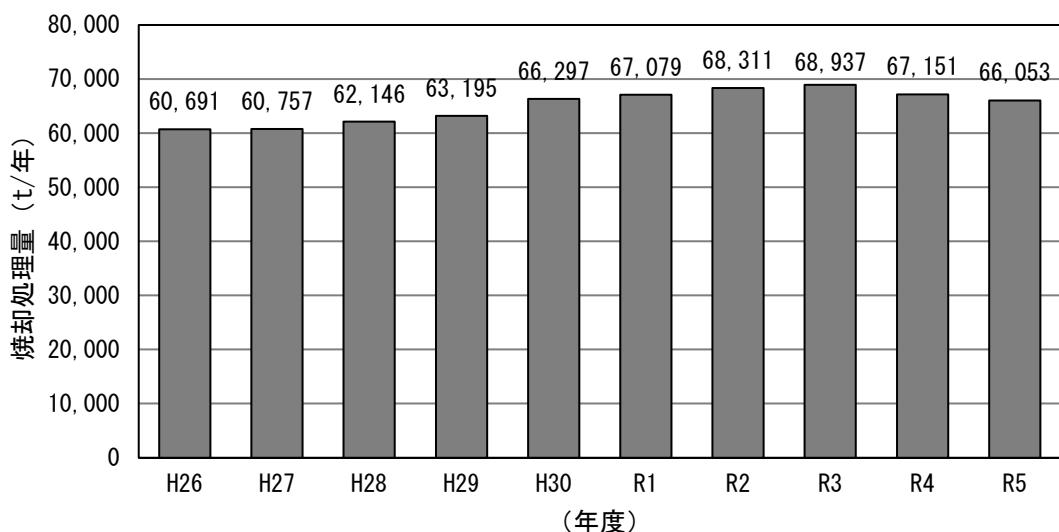


図 2.6-2 現在の南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町のごみ処理フロー

## (2) ごみ処理量の推移

構成市町の焼却処理量の推移を図 2.6-3に示す。

焼却処理量は、令和3年度までは増加していたが、それ以降はやや減少傾向にある。

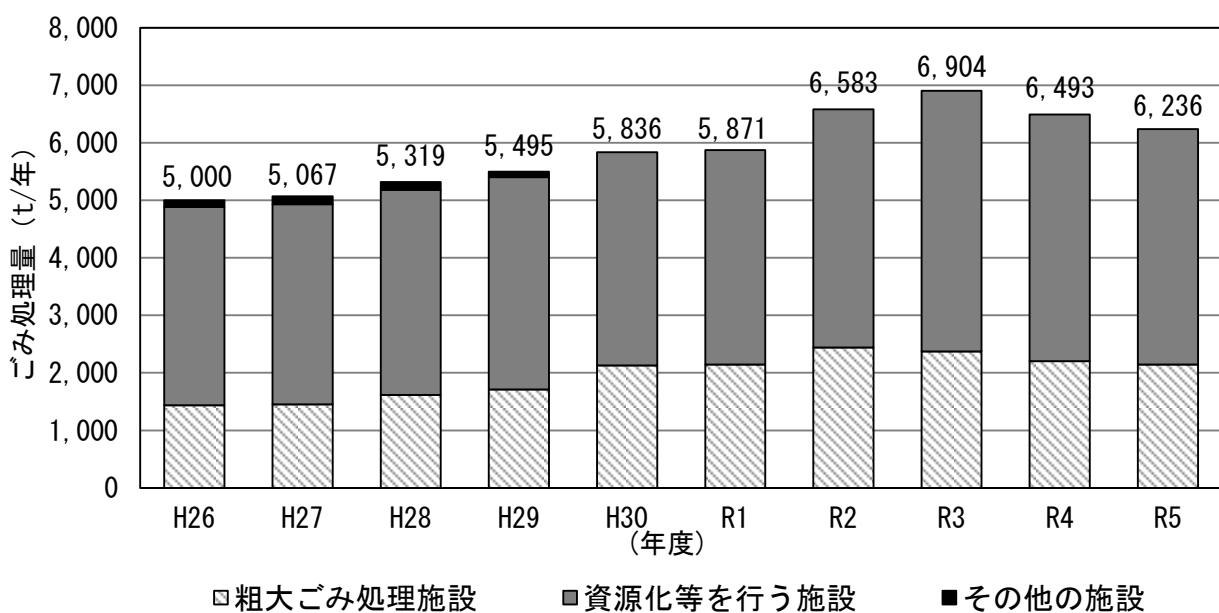


出典：「環境省ホームページ/一般廃棄物処理実態調査（平成 26 年度～令和 5 年度）」（環境省）

図 2.6-3 焼却処理量の推移

構成市町の焼却以外の中間処理量の推移を図 2.6-4に示す。

焼却以外の中間処理量は、令和3年度までは増加していたが、それ以降はやや減少傾向にある。



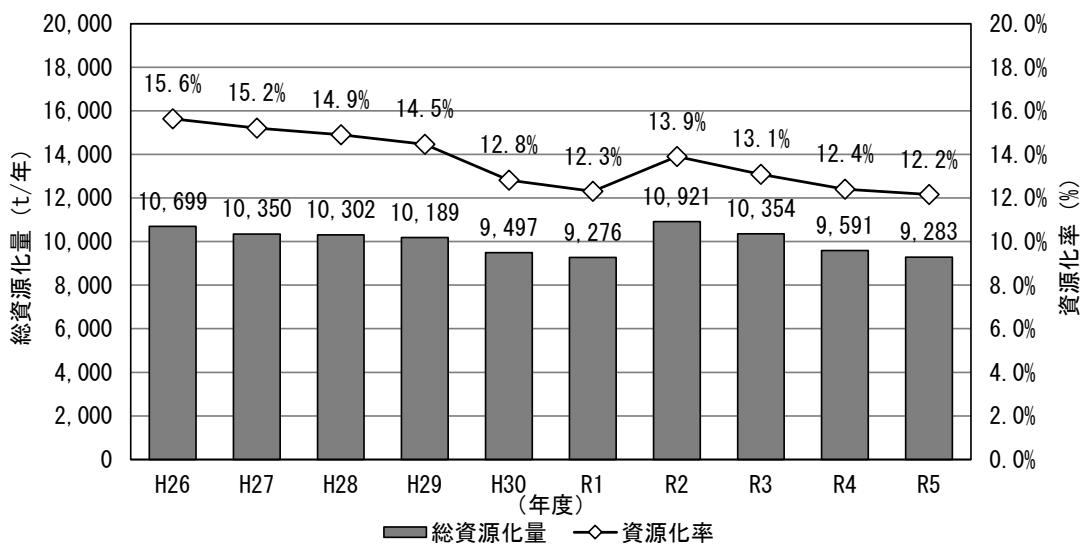
注：他の施設とは、ごみ堆肥化施設、ごみ飼料化施設、メタン化施設、ごみ燃料化施設及びその他の施設を示す。

出典：「環境省ホームページ/一般廃棄物処理実態調査（平成 26 年度～令和 5 年度）」（環境省）

図 2.6-4 焼却以外の中間処理量の推移

構成市町の総資源化量と資源化率の推移を図 2.6-5に示す。

総資源化量は概ね横ばい、資源化率は平成26年度から令和元年度にかけて減少し、令和2年度には増加しているものの、それ以降は再び減少傾向となっている。



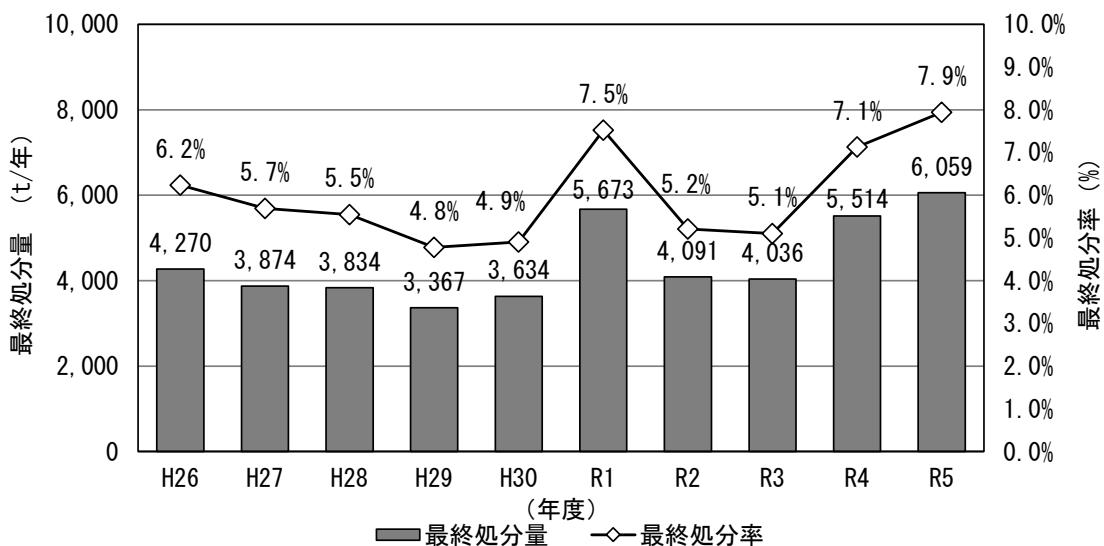
注：資源化率＝総資源化量[集団回収量含む]/総排出量[集団回収量含む]

出典：「環境省ホームページ/一般廃棄物処理実態調査（平成 26 年度～令和 5 年度）」（環境省）

図 2.6-5 構成市町の総資源化量と資源化率の推移

構成市町の最終処分量と最終処分率の推移を図 2.6-6に示す。

最終処分量、最終処分率ともに、令和元年度に増加し、令和2年度及び3年度は減少したものの、令和4年度以降は再び増加傾向となっている。



注：最終処分率＝最終処分量/総排出量[集団回収量含む]

出典：「環境省ホームページ/一般廃棄物処理実態調査（平成 26 年度～令和 5 年度）」（環境省）

図 2.6-6 構成市町の最終処分量と最終処分率の推移

### (3) ごみ減量の取り組み

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和3年3月 南部広域行政組合）においては、ごみの排出抑制及び再資源化を推進するため、構成市町と連携し、住民、事業者、行政の協働のもと、以下の施策を推進していくこととしている。

#### 1) 住民が行う取組

- ・計画的な消費
- ・容器包装廃棄物の排出抑制
- ・使い捨て品の使用抑制及び環境配慮品の使用促進
- ・生ごみの減量化・堆肥化
- ・分別排出の徹底
- ・集団回収の促進
- ・食品ロスの抑制

#### 2) 事業者が行う取組

- ・発生源における排出抑制
- ・過剰包装の抑制
- ・流通包装廃棄物の排出抑制及びリターナブル容器の利用・回収の促進
- ・使い捨て品の使用抑制及び環境物品等の使用促進
- ・食品廃棄物の排出抑制

#### 3) 行政が行う取組（本組合及び構成市町）

- ・ごみ処理有料化の継続実施
- ・環境教育、普及啓発の充実
- ・マイバッグ運動の推進
- ・生ごみ処理機等の購入助成
- ・多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底
- ・容器包装廃棄物の排出抑制
- ・リターナブルびん等のリターナブル容器の利用促進
- ・環境物品等の使用促進
- ・食品ロスの削減
- ・資源物の抜き取り防止対策

### 2.6.3 上位計画との整合性

上位計画として、表 2.6-1に概要を整理する。

表 2.6-1 上位計画

No.	名称	策定年月	策定者
1	西原町都市計画マスタープラン 2025-2045	令和7年8月	西原町
2	第3期西原町まちづくり指針	令和7年3月	西原町
3	西原町一般廃棄物処理基本計画	令和4年4月	西原町
4	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	令和3年3月	南部広域行政組合
5	ごみ処理施設整備基本構想	平成29年2月	南部広域行政組合

#### (1) 西原町都市計画マスタープラン 2025-2045

##### 1) 目標年次

計画の基準年度を令和7(2025)年、目標年次を令和27(2045)年とし、中間年次を令和17(2035)年としている。

##### 2) まちづくりの基本理念

- ・多様な都市機能が相互に連携する機能的で活力のあるまち
- ・安全で環境にやさしいまち
- ・町民、事業者、大学、行政等が協働で築くまち

##### 3) 将来都市像

「多様な交流を育み 賑わいと魅力あふれる 未来へつなぐ 文教のまち 一西原」

##### 4) まちづくりの目標

- ・都市機能が適正に配置され、機能的に連携するまちづくり
- ・移動しやすく利便性の高いまちづくり
- ・安全・安心、快適で住み易いまちづくり
- ・環境に優しくうるおいあるまちづくり
- ・町民が主体となるまちづくり

##### 5) 地域別構想（東部1地域）

事業実施想定区域は、東部1地域に該当する。本地域の将来像は「都市の発展を支える産業とゆとりある生活環境が調和する安全・安心なまち」とされている。

また、本事業について「南部広域行政組合では、沖縄本島の南部に位置する6市町（糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町）において、新ごみ処理施設の建設を検討しており、本町小那霸地区が建設候補地として決定したことから、事業主体である南部広域行政組合との連携により整備を推進します。」と位置付けられている。

#### (2) 第3期西原町まちづくり指針

##### 1) 計画期間

計画期間は令和7年度～令和10年度までの4か年である。

## 2) まちの将来像

「文教のまち 西原 ～人かがやき 自然ゆたか 文化かおる 平和創造のまち～」

## 3) まちづくりの方向性

「西原町まちづくり基本条例」で定められている4つの基本方向は以下のとおりである。

- ・平和で人間性豊かなまちづくり（条例第4条）
- ・安全で環境にやさしいまちづくり（条例第5条）
- ・健康と福祉のまちづくり（条例第6条）
- ・豊かで活力のあるまちづくり（条例第7条）

なお、「安全で環境にやさしいまちづくり（条例第5条）」に関する施策として「環境保全対策の推進」があげられており、このなかで本事業について「本町小那覇地区に整備地が決定したごみ焼却施設整備計画が円滑に進むよう、事業主体である南部広域行政組合と連携して取り組みます」として位置付けられている。

## (3) 西原町一般廃棄物処理基本計画

### 1) 計画期間

令和4年度から令和13年度までの10年間の計画とし、中間目標年度を令和8年度、計画目標年度を令和13年度としている。

### 2) ごみ処理に関する基本方針

- ① ごみの排出抑制の推進
- ② ごみの資源化の推進
- ③ ごみの適正処理・処分の推進
- ④ 持続可能な社会を目指した施策の展開

### 3) 数値目標

本計画における数値目標を表 2.6-2に示す。

表 2.6-2 数値目標

	令和2年度 実績値	令和8年度 中間計画年度	令和13年度 計画目標年度
排出量 <sup>注</sup>	11,672 t /年 (903.41g/人・日)	11,963 t /年 (891.11g/人・日)	12,206 t /年 (880.82g/人・日)
再生利用率	1,791 t /年 (15.3%)	2,261 t /年 (18.9%)	2,682 t /年 (22.0%)
最終処分率	1,325 t /年 (11.4%)	1,305 t /年 (10.9%)	1,284 t /年 (10.5%)

注：排出量の目標値は、1人1日当たりのごみ排出量を令和2年度実績に対し、2.5%削減するものとして設定されている。

#### 4) 取組施策

本計画における取組施策を表 2.6-3に示す。

表 2.6-3 取組施策

区分	取組施策
排出抑制計画	<p>【町における取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①意識啓発のための広報活動</li> <li>②資源ごみの分別排出の徹底</li> <li>③食品ロス削減の推進</li> <li>④環境保全対策事業の推進</li> </ul> <p>【町民における取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ごみ分別排出の徹底・適正排出</li> <li>②食品ロス削減の推進</li> <li>③ライフスタイルの見直し</li> </ul> <p>【事業者における取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①資源ごみの分別排出の徹底</li> <li>②地域環境活動への参加</li> </ul>
収集運搬計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集・運搬の主体：生活系ごみは委託事業者、事業系ごみは許可業者が収集・運搬。</li> <li>・収集対象区域：町全域</li> <li>・収集・運搬の方法           <ul style="list-style-type: none"> <li>①ごみの分別区分：当面は現在の分別区分。今後のリサイクル関係法の改正、資源化に係る社会状況の変化等に応じ、適宜、見直しを検討。</li> <li>②収集方法：もえるごみ、もえないごみ・危険ごみについては指定袋、資源化物については透明袋等による回収。粗大ごみについては粗大ごみ処理券が貼付されたものを回収。</li> </ul> </li> </ul> <p>事業系ごみについては、事業者と許可業者との契約により適切な収集を行う。</p>
中間処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>①資源化物の処理 西原町が処理主体となって実施。西原町リサイクルヤードにおいて資源化物の分別が行われ、一時貯留された後、資源化業者に引き渡す。</li> <li>②燃えるごみの処理 南部広域行政組合が処理主体となって実施。東部環境美化センターにおいて焼却処理。</li> <li>③もえないごみ・危険ごみ、粗大ごみの処理 南部広域行政組合が処理主体となって実施。東部環境美化センターの不燃物処理施設において分別処理等。</li> </ul>
最終処分計画	一般廃棄物（焼却灰等）の最終処分は、当面は委託処分（直接的には南部広域行政組合が最終処分先と委託契約を行っている）。
大規模災害時の廃棄物処理	<p>災害廃棄物の処理、災害時の収集運搬体制や運搬経路の決定、仮置場の確保等迅速に行うため、「西原町地域防災計画」に基づき、「西原町災害廃棄物処理計画」の策定を進める。</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①災害廃棄物対策に係る組織体制</li> <li>②災害廃棄物処理フローの策定</li> <li>③仮置場の確保と配置計画</li> <li>④仮置場での中間処理</li> <li>⑤関係機関との協力体制の確保</li> <li>⑥災害廃棄物処理に係る環境保全対策</li> </ul>

#### (4) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（南部広域行政組合）

##### 1) 計画期間及び計画目標年度

計画目標年度を令和12年度とする10年間（令和3年度から12年度まで）の計画とし、中間目標年度（令和7年度）に見直すものとしている。

##### 2) 基本方針

本計画では、安定的・効率的なごみ処理を継続するために、以下の3つの基本方針を定めている。構成市町と連携し、この基本方針に沿って、ごみの減量化・再資源化の取り組みの推進及び安定的かつ継続的なごみ処理事業を目指すものとしている。

- ①ごみの排出抑制及び資源化の推進
- ②ごみの適正処理・処分の推進
- ③計画的な施設の維持管理及び施設整備の実施

### 3) 減量化・資源化目標

本計画では、本組合全体におけるごみ排出量等に対して減量化・資源化目標を設定するものとしている。減量化・資源化目標を表 2.6-4に示す。

表 2.6-4 減量化・資源化目標

項目	単位	実績	目標	
		H30	中間目標年度 R7	計画目標年度 R12
一人1日当たり ごみ排出量	g/人日	798.4	787	778
リサイクル率	%	12.7	13.3	14.3
最終処分率	%	5.2	7.2	7.1

注：最終処分場が平成30年度に供用開始し、糸満市及び豊見城市の溶融飛灰については令和元年度から資源化せず最終処分するものとしたため、実績値よりも目標値の最終処分率が多くなっている。

### (5) ごみ処理施設整備基本構想（南部広域行政組合）

#### 1) 基本方針

施設整備の基本方針は以下のとおりとする。

- ①安心・安全なごみ処理施設の整備
- ②循環型社会形成に寄与する施設の整備
- ③地域に開かれた施設の整備

#### 2) 処理対象区域

処理対象区域は糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町とする。

#### 3) 余熱利用

余熱利用は以下のとおりとし、今後詳細に検討のうえ決定する。

- ・余熱の有効利用の観点から、効率を考え、発電および温水等の場内利用を優先して考えることとする。
- ・場外利用については、用地が決定後、周辺の公共施設の状況、周辺のニーズ、電力会社への売電単価やコストを考慮し、検討・決定することとする。

## 2.6.4 公害防止計画

### (1) 国、沖縄県、関係町村における規制基準

焼却施設から排出される排ガスに対しては、大気汚染防止法（以下「大防法」という。）によつて、ばいじん、塩化水素（HCl）、硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）及び水銀についての排出基準が定められている。また、ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン類特措法」という。）において排出基準が定められている。

これらの関係法令による各種有害物質の排出基準を以下に示す。

#### 1) ばいじん

大防法におけるばいじんの排出基準は、廃棄物焼却炉の処理能力に応じて適用される。

廃棄物焼却炉に適用される排出基準を表 2.6-5に示す。なお、太枠内は、計画施設に適用されるものを示している。

表 2.6-5 ばいじんの排出基準

区分	処理能力	排出基準
廃棄物焼却炉	4 t/h 以上	0.04g/m <sup>3</sup> 以下
	2 t/h 以上 4 t/h 未満	0.08g/m <sup>3</sup> 以下
	2 t/h 未満	0.15g/m <sup>3</sup> 以下

「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）

#### 2) 塩化水素（HCl）

大防法における塩化水素（HCl）の排出基準は、炉形式や排ガス量等に関わらず700mg/m<sup>3</sup>（約430ppm）以下と定められている。

#### 3) 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

大防法における硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）の排出基準は、大気の拡散による希釈を前提として、ばい煙発生施設毎にその排出口（煙突）の高さや煙突内筒の口径に応じて排出量を定める「K値規制方式」がとられており、表 2.6-6に示す式により算出した硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）の排出量（q）を限度としている。

なお、事業実施想定区域が位置する西原町のK値は、9.0と指定されている。

表 2.6-6 硫黄酸化物に係る排出基準

項目	単位	硫黄酸化物
廃棄物焼却炉	m <sup>3</sup> /h	$q = K \times 10^{-3} \times He^2$

q : 温度 0°C、圧力 1 気圧における硫黄酸化物の量  
 K : 政令で地域ごとに定める値（事業実施想定区域の西原町は、9.0）  
 沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成 21 年沖縄県規則第 49 号）別表第 4（第 9 条関係）付表第 1  
 He : 上昇補正煙突高さ（m）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）

「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」（平成 14 年環境省令第 15 号）

#### 4) 窒素酸化物 (NOx)

大防法における窒素酸化物 (NOx) の排出基準は、連続炉であれば排ガス量に関わらず適用され、間欠炉の場合においても排ガス量が4万m<sup>3</sup>/h以上であれば適用される。

廃棄物焼却炉に適用される排出基準を表 2.6-7に示す。なお、太枠内は、計画施設に適用されるものを示している。

表 2.6-7 窒素酸化物の排出基準

区分	炉形式	排ガス量	排出基準
廃棄物焼却炉	連続炉	—	250ppm
	間欠炉	4万 m <sup>3</sup> /h 以上	250ppm

「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

#### 5) 水銀

大防法における水銀の排出基準は、炉形式や排ガス量等に関わらず0.03mg/m<sup>3</sup>以下と定められている。

#### 6) ダイオキシン類

ダイオキシン類特措法におけるダイオキシン類の排出基準は、廃棄物焼却炉の処理能力に応じて適用される。

廃棄物焼却炉に適用される排出基準を表 2.6-8に示す。なお、太枠内は、計画施設に適用されるものを示している。

表 2.6-8 ダイオキシン類の排出基準

区分	処理能力	排出基準
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
	2t/h 以上 4t/h 未満	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
	2t/h 未満	5ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年総理府令第67号)

#### 7) 排水

計画施設において発生するプラント排水は炉内噴霧及び減温塔への噴霧による蒸発散処理又は下水道放流、生活排水は下水道放流を行い、公共用水域へは放流しない。

#### 8) 騒音

騒音規制法に基づき住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を西原町では県知事が指定している。事業実施想定区域は、騒音に係る環境基準の地域類型及び騒音規制法に基づく規制地域には指定されていない。

## 9) 振動

振動規制法に基づき住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を西原町では県知事が指定している。事業実施想定区域は、振動規制法に基づく規制地域には指定されていない。

## 10) 悪臭

悪臭防止法に基づき規制地域及び規制基準を西原町では県知事が指定しており、西原町では特定悪臭物質規制が行われている。事業実施想定区域は、悪臭防止法に基づく規制地域には指定されていない。

## 11) 焼却残渣

廃棄物焼却炉から排出される焼却残渣（主灰、飛灰）の処分にあたっては、ダイオキシン類特措法において廃棄物焼却炉の処理能力に応じて基準が定められている。

廃棄物焼却炉に適用される基準を表 2.6-9に示す。

表 2.6-9 焼却残渣基準

区分	処理能力	排出基準
廃棄物焼却炉	火床面積が 0.5 m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が 50kg/h 以上	3ng-TEQ/g 以下

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成 11 年総理府令第 67 号）

### (2) 公害防止目標値の設定

計画施設における排ガス、排水、騒音、振動、悪臭の公害防止基準値は、法規制等をもとに基準値の設定を行い、環境保全対策を検討する。

なお、排ガスの基準値は住民からの関心が高く、法規制等で定められた基準よりも厳しい値を基準値とする事例が多いため、近隣施設等における排ガス基準値を参考に今後検討する。

### (3) 公害防止方式の設定

計画施設において設置を計画している排ガス処理設備を表 2.6-10に示す。

表 2.6-10 排ガス処理設備

除去対象物	除去設備等
ばいじん	ろ過式集じん器
塩化水素 (HC1)、硫黄酸化物 (SOx)	乾式法 薬剤噴霧 + ロ過式集じん器
窒素酸化物 (NOx)	燃焼制御により対応
ダイオキシン類	活性炭吹込 + ロ過式集じん器
水銀	活性炭吹込 + ロ過式集じん器 搬入禁止の徹底 分別の徹底

## 2.6.5 工事計画の概要

### (1) 工事工程

本事業の工事は表 2.6-11に示すとおり、造成工事、土木・建築工事、プラント工事等を予定している。

表 2.6-11 工事工程

項目	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度
造成工事							
土木・建築工事							
プラント工事							
試運転							
供用開始							

### (2) 濁水対策

工事中に発生する濁水は、濁水処理後に公共用水域に放流する。

## 2.6.6 複数案の設定について

沖縄県環境影響評価技術指針では、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、対象事業を実施する区域の位置、対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造、若しくは、配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとしている。また、位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業に代わる事業の実施により当該対象事業の目的が達成される場合、その他対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとしている。

事業の位置については前掲「2.4 対象事業の位置の検討経緯」に示したとおり、規模については前掲「2.5.2 施設規模等の設定」に示したとおり、既に検討が行われていることから、位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置及び構造等について複数案を設定する。

複数案の設定について検討した結果は、次に示すとおりである。

### (1) 事業実施想定区域の位置

対象事業実施想定区域の位置については、前掲「2.4 対象事業の位置の検討経緯」に示すとおり、候補地選定が行われているため、西原町小那覇地区（図 2.4-1参照）の1案とする。

### (2) 事業の規模（処理能力）

計画施設の処理能力は、前掲「2.5.2 施設整備規模等の設定」に示したとおり検討されているため、エネルギー回収型廃棄物処理施設は約300 t /日、マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）は約20 t /5hの1案とする。

### (3) 施設の構造

新施設の焼却方式については現時点で未定であるが、今後検討を行い決定する予定である。

また、煙突高さについても未定であるが、現時点では59mを想定している。これは、煙突が高いほど煙突排ガスが拡散され大気質への影響が小さくなるものの、60m以上の場合は航空法の規定により航空障害灯や昼間障害標識が必要となり景観面やコスト面でのデメリットが大きくなるためであり、全国的にも59mとしている事例が多い。このため、大気質及び景観への配慮の観点から現時点では59mを想定し、煙突高さの複数案は設定しない。

### (4) 施設の配置

西原町小那霸地区で事業実施想定区域に求められる土地の要件を満たす施設配置の複数案を設定する。

#### 1) 複数案の設定の前提条件

施設配置の複数案検討にあたり、前提条件を以下に示す。

- ・管理棟は、来場者、見学者の動線と場内のごみ搬入搬出動線を極力分離する。
- ・見学者の安全を確保するため、管理棟と工場棟（焼却棟及びリサイクル棟）を渡り廊下で往来できるものとする。
- ・管理棟は、焼却棟及びリサイクル棟にアクセスしやすいように配置する。
- ・洗車場は、収集車両の汚れ拡散防止や処理水の効率性から工場棟に併設する。（プラットホームの下も有効活用する。）
- ・搬入車両と搬出車両は基本的に交差しないように動線を計画する。
- ・工場棟への進入、退出が無理なく出来るよう緩やかに曲がれるように配置する。（大型車両（20t級）や緊急車両（消防等）が通行可能な幅員を確保する。）
- ・工場棟内では出入口を別々の一方通行にする。
- ・場内動線は、左側通行の一方通行にする。
- ・計量待ちの車両が敷地外に滞留することを防止するため、敷地入口から計量棟までの距離をなるべく長く確保する。
- ・津波による浸水高さ（5.0m）を考慮する。
- ・雨水貯留槽（地下貯留槽）は、造成費用を安価とするため敷地内の造成高が低い駐車場付近に配置する。（雨水は、有効利用するため、工場棟にポンプ移送する。）
- ・搬入車両は、区域南側の東西道路から出入りする。
- ・緊急車両は、焼却棟に近い道路位置から出入りする。
- ・施設を配置するにあたっては、河川及び水路を考慮する。

#### 2) 複数案の設定と施設配置計画

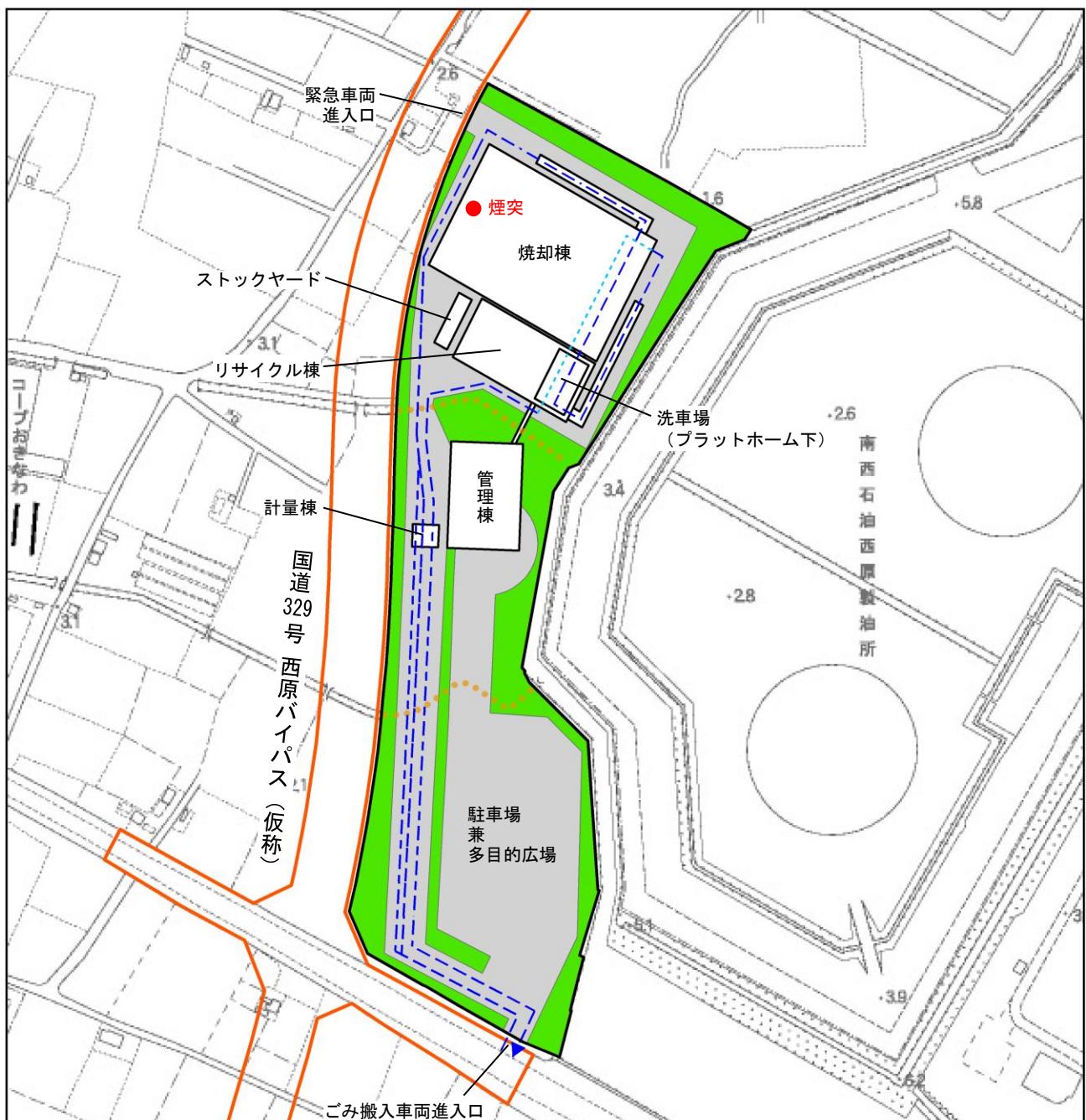
A案、B案の施設配置計画を図2.6-7及び図2.6-8に示す。

A案は、焼却施設を敷地北側に配置し、焼却施設とリサイクル施設を合棟としている。

B案は、焼却施設を敷地南側に配置し、リサイクル施設と管理棟を合棟としている。

##### (5) ゼロ・オプション（当該事業を実施しない案）について

本事業は南部広域行政組合の構成市町におけるごみ処理広域化を図る計画であり、加えて、既存施設の老朽化が進んでいることから、新たな施設を建設する必要があり、今後も廃棄物処理を安定的かつ効率的に実施するためには施設の更新は必要不可欠であることから、ゼロ・オプション（当該事業を実施しない案）は設定しないこととする。



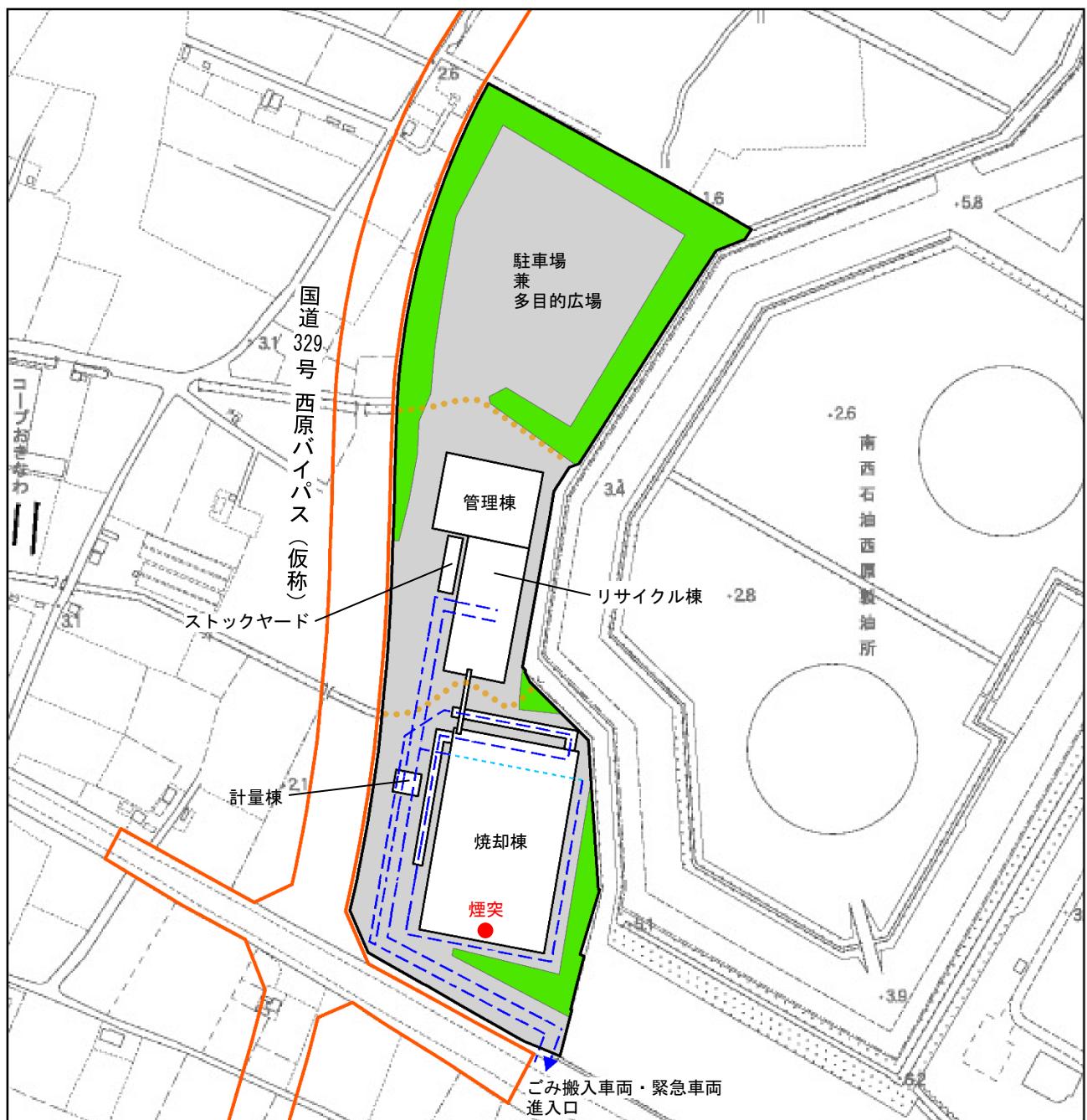
#### 凡 例

- 事業実施想定区域
- ごみ搬入動線
- ごみ搬入動線（プラットホーム下を通過）
- 都市計画道路
- 水路

「沖縄県西原町地形図 1:10,000 を加工して作成」

1:3,000  
0 25 50 100 m N

図 2.6-7 A案の施設配置計画



凡 例

- 事業実施想定区域
- ごみ搬入動線
- ごみ搬入動線（プラットホーム下を通過）
- 都市計画道路
- 水路

「沖縄県西原町地形図 1:10,000 を加工して作成」

1:3,000  
0 25 50 100 m N

図 2.6-8 B案の施設配置計画

## 2.6.7 計画段階配慮事項を検討するための計画策定方針

前項で示したとおり、位置や規模に関しての複数案は設定できないが、計画段階配慮事項を検討するに当たっては、沖縄県環境影響評価条例の趣旨に則り、事業が環境の保全に十分配慮して行われるよう検討する。

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業は、焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）が対象であり、用水は上水、工業用水、雨水を計画しており、地下水を大量に汲み上げることはない。施設からのプラント排水については、無放流（クローズドシステム）または下水道放流とし、生活排水は下水道放流とする計画である。

以上を考慮して、大気質への影響及び景観に十分配慮する計画策定を行う。

## 第3章 事業実施想定区域及び対象事業に 係る環境影響を受ける範囲である と想定される地域の概況



### 第3章 事業実施想定区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の概況

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域（以下「対象地域」という）を図3-1に示す。対象地域は環境要素のうち影響範囲が最も広い大気質及び景観を考慮しており、影響範囲であると認められる地域は西原町、与那原町、中城村（以下「関係町村」という。）の一部範囲になると想定され、原則、本範囲を対象に地域の概況を整理する。

なお、調査項目によって対象地域だけの内容抽出が困難なものについては、関係町村単位の資料を使用する。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 対象地域

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000  
0 0.4 0.8 1.6 km  
N

図 3-1 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域（対象地域）

事業実施想定区域及び対象地域の社会的・自然的状況及び関係法令等の指定、規制等について、既存の文献資料を基にとりまとめた。その概要を表 3-1に示す。

表 3-1(1) 地域の概況

項目		事業実施想定区域及び対象地域の状況
行政区画		西原町は32行政区、与那原町は13行政区、中城村は18行政区を有する。
社会的状況	人口	西原町、与那原町、中城村のいずれも、人口は概ね横ばい、世帯数は増加傾向、1世帯当たりの人員は減少傾向にある。
	人口密度	西原町が2,218.3人/km <sup>2</sup> 、与那原町が3,750.4人/km <sup>2</sup> 、中城村が1,473.4人/km <sup>2</sup> となっている。
	人口分布	行政区別に見ると、西原町では上原が4,173人で最も多く、次いで翁長が3,400人、棚原が2,787人となっている。 与那原町では東浜が4,450人と最も多く、次いで与原が2,840人、板良敷が2,616人となっている。 中城村では南上原が9,741人と最も多く、次いで久場が1,622人、津霸が1,145人となっている。 なお、事業実施想定区域が位置する小那霸は、2,305人となっている。
産業	産業構造及び産業別人口	令和2年度における西原町の産業別人口は第1次産業が228人（1.6%）、第2次産業が2,454人（16.8%）、第3次産業が11,326人（77.8%）、分類不能の産業が556人（3.8%）となっている。 与那原町の産業別人口は第1次産業が130人（1.6%）、第2次産業が1,195人（14.7%）、第3次産業が6,614人（81.3%）、分類不能の産業が193人（2.4%）となっている。 中城村の産業別人口は第1次産業が203人（2.3%）、第2次産業が1,545人（17.1%）、第3次産業が6,894人（76.4%）、分類不能の産業が379人（4.2%）となっている。 関係町村のいずれも、産業別人口からみて、第3次産業を中心とする都市型の産業構造となっている。
	生産品目及び生産額	(製造業) 西原町では事業所数及び従業者数は概ね横ばい、製造品出荷額等は平成29年から令和2年までは概ね横ばいであったが令和3年には増加している。 与那原町では事業所数、従業者数、製造品出荷額等とも、平成29年から30年にかけては増加し、それ以降は減少傾向となっている。 中城村では事業所数、従業者数、製造品出荷額等とも平成29年から令和元年にかけては増加傾向、それ以降は減少傾向となっている。 (卸売業・小売業) 西原町では事業所数は平成14年から19年にかけては増加しているものの、それ以降は概ね横ばい、従業者数は概ね横ばい、年間商品販売額は概ね増加傾向となっている。 与那原町では事業所数は平成14年から26年にかけて、従業者数と年間商品販売額は平成14年から平成19年にかけて減少傾向にあるが、それ以降はいずれも増加傾向となっている。 中城村では事業所数は減少傾向にあるが、従業者数と年間商品販売額は概ね増加傾向となっている。
	業種別事業所数及び従業者数	西原町では、「情報通信業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」で事業所数、従業者数とともに減少傾向にあり、「建設業」、「運輸業、郵便業」、「不動産業、物品賃貸業」、「医療、福祉」では事業所数、従業者数ともに増加している。 与那原町では、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」で事業所数、従業者数とともに減少傾向にあり、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」で事業所数、従業者数ともに増加傾向にある。「卸売業、小売業」では事業所数は減少しているが、従業者数は増加している。 中城村では、「建設業」、「医療、福祉」で事業所数、従業者数ともに増加している。「卸売業、小売業」では事業所数は減少傾向にあるが、従業者数は増加している。また、「製造業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」では事業所数は概ね横ばいであるが、従業者数は増加している。

表 3-1(2) 地域の概況

項目		事業実施想定区域及び対象地域の状況
社会的状況	土地利用	<p>(地目別土地面積)</p> <p>西原町の令和5年の地目別土地面積は、宅地の割合が最も高く4,031,489m<sup>2</sup> (38.2%)、次いで畑が3,323,890m<sup>2</sup> (31.5%)、その他が1,877,851m<sup>2</sup> (17.8%)となっている。過去5年間の推移を見ると、畑は減少傾向にあり、宅地、その他は増加傾向がみられる。</p> <p>与那原町の令和5年の地目別土地面積は、宅地の割合が最も高く1,360,084m<sup>2</sup> (42.1%)、次いで原野が738,423m<sup>2</sup> (22.8%)、畑が719,690m<sup>2</sup> (22.3%) となっている。過去5年間の推移を見ると、畑は減少傾向にあり、宅地、その他は増加傾向がみられる。</p> <p>中城村の令和5年の地目別土地面積は、畑の割合が最も高く5,068,054m<sup>2</sup> (44.9%)、次いで宅地が2,528,362m<sup>2</sup> (22.4%)、原野が2,087,195m<sup>2</sup> (18.5%) となっている。過去5年間の推移を見ると、畑、原野は減少傾向にあり、宅地、その他は増加傾向がみられる。</p> <p>(土地利用)</p> <p>対象地域の土地利用現況は、西原町、与那原町、中城村のいずれもサトウキビ畑等の畠地及び一般住宅地域となっているほか、広葉樹林や野草地、文教地区等も分布している。また、事業実施想定区域の北側は工業地区、東側は運輸流通施設となっている。</p> <p>事業実施想定区域の現在の土地利用は、サトウキビ畑及び野草地となっている。</p> <p>(土地利用計画)</p> <p>対象地域の交通施設整備状況は道路事業13件、基幹的整備開発状況は土地区画整備事業2件、その他大規模公共公益施設事業1件、公園・緑地事業1件が整備中である。</p> <p>事業実施想定区域の西側に、交通施設の国道329号西原バイパス（国97）が整備される計画となっている。</p> <p>(都市計画(用途地域))</p> <p>西原町、与那原町、中城村の全域が那覇広域都市計画区域に指定されている。</p> <p>用途地域面積の内訳は西原町では住居系が68.3%、商業系が4.6%、工業系が27.1%、与那原町では住居系が79.6%、商業系が13.8%、工業系が6.6%、中城村では住居系が91.5%、商業系が7.8%、工業系が0.7%となっている。</p> <p>事業実施想定区域は、市街化調整区域となっている。</p>
	市街地、集落の規模及び分布状況	<p>西原町の国道329号沿い、与那原町の国道329号及び331号沿い、中城村の西部等に人口集中地区(DID)がみられる。</p> <p>関係町村の令和2年時点の人口集中地区(DID)に係る面積及び人口は西原町で1.75km<sup>2</sup> (町面積の11.0%)、人口10,956人 (町総人口の31.3%)、与那原町で2.35km<sup>2</sup> (町面積の45.4%)、人口16,931人 (町総人口の86.0%)、中城村で1.20km<sup>2</sup> (村面積の7.7%)、人口9,309人 (村総人口の42.0%) となっている。</p> <p>事業実施想定区域の西側から南西側にかけて、人口集中地区(DID)がみられる。</p> <p>また、事業実施想定区域最寄りの集落は、事業実施想定区域から西に約400m離れた箇所に位置している小那覇である。</p>
	基地の分布状況	対象地域には、基地の分布はない。
	土砂及び砂利採取の状況	対象地域には、鉱業、採石業、砂利採取業の事業所はない。
環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況	学校、病院、福祉施設及び文化施設の配置状況	<p>(学校等教育施設)</p> <p>西原町では14施設、与那原町では10施設、中城村では3施設で合計27施設となっている。</p> <p>(保育園等児童福祉施設)</p> <p>西原町では20施設、与那原町では20施設、中城村では11施設で合計51施設となっている。</p> <p>(病院)</p> <p>西原町では0施設、与那原町では1施設、中城村では2施設で合計3施設となっている。</p> <p>(福祉施設)</p> <p>西原町では40施設、与那原町では20施設、中城村では7施設で合計67施設となっている。</p> <p>(文化施設)</p> <p>西原町では4施設、与那原町では2施設、中城村では0施設で合計6施設となっている。</p> <p>なお、事業実施想定区域の最寄りには西に約500m離れた箇所に西原東中学校や愛和保育園が存在するが、事業実施想定区域には学校等教育施設、病院、福祉施設及び文化施設は存在しない。</p>

表 3-1(3) 地域の概況

項目		事業実施想定区域及び対象地域の状況
社会的状況	水利用	<p>上水</p> <p>沖縄県は多雨地域であるが、小さな島であり、雨水を集める面積が狭い割に人口が多いため、渇水地域もある。年間降水量は全国平均よりも多いが、降雨は梅雨と台風に集中しているため、空梅雨や台風が少ない年は水不足に悩まされてきた。</p> <p>令和5年度における西原町の給水人口は34,979人、普及率は100.0%、与那原町の給水人口は19,461人、普及率は100.0%、中城村の給水人口は22,778人、普及率は100.0%となっている。</p>
	工業用水	令和2年における工業用水の用水量は、西原町で1,079m <sup>3</sup> /日となっている。
	水道施設	水道用水供給事業及び工業用水道事業を行う沖縄県企業局の水道施設として、増圧ポンプ場が3ヶ所、調整池が2ヶ所、浄水場が1ヶ所ある。
	浄水場	対象地域には、浄水施設として西原町に西原浄水場がある。
	利水状況	<p>対象地域には主な河川として、二級河川の小波津川及び宇地泊川が流れている。</p> <p>小波津川については、近年の都市化の進展に伴う水質の悪化により、沿川住民との結びつきは薄れ、親水・レクリエーション活動や農業・水道用水としての利用はない。</p> <p>宇地泊川については、合流する支川である後原川において、復帰前米軍によって堰および取水口が設けられ那覇市の上水道水源として使用されてきた。昭和56年1月から水質悪化により表流水の取水が中止され、湧水のみ取水していたが、この湧水も汚染が進んだため、昭和60年10月、取水が停止されている。また、上流には琉球大学学内にダムがあり、そこから農業用水が取水されているが取水量は不明である。</p> <p>ダムの利用状況として、対象地域には、ダム及び地下ダムは存在しない。</p>
	港湾・漁港区域	港湾は重要港湾の中城湾港があり、漁港は沖縄県が管理する第1種漁港として当添漁港の1港、中城村が管理する第1種漁港として中城浜漁港の1港がある。
	漁業権	事業実施想定区域付近の海域については、与那原・西原町漁業協同組合及び佐敷中城漁業協同組合の共同第10号が設定されている。
	交通	<p>道路網</p> <p>対象地域を通過する主要道路は南北方向に一般国道329号が縦断している。また、主要地方道として浦添西原線、那覇北中城線などがある。</p> <p>事業実施想定区域近傍では、西側に一般国道329号が通過しているほか、南側には一般国道329号（与那原バイパス）がある。</p>
	交通量	対象地域で実施された令和3年度の平日24時間自動車類交通量調査区間は27区間あり、交通量は3,707~70,296台/日となっている。
環境整備	バス路線	対象地域におけるバス路線は、主に国道及び県道を通り、関係町村内の主要拠点間及び関係町村外の各地域に連絡している。
	鉄道(モノレール)	対象地域に鉄道はない。
	海上交通の状況	対象地域に海上交通の拠点はない。
	航空の状況	対象地域に空港はない。
	下水道	<p>西原町の下水道の事業計画面積は697.1ha、供用開始済み面積は325.4haであり、事業計画面積整備率は46.7%である。与那原町の下水道の事業計画面積は295.2ha、供用開始済み面積は233.3haであり、事業計画面積整備率は79.0%である。中城村の下水道の事業計画面積は359.0ha、供用開始済み面積は211.0haであり、事業計画面積整備率は58.8%である。</p> <p>なお、事業実施想定区域は現在、下水道は整備されていない。</p>

表 3-1(4) 地域の概況

項目		事業実施想定区域及び対象地域の状況
社会的状況	環境整備	<p>(一般廃棄物)</p> <p>西原町及び与那原町のごみ処理は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び有害・危険ごみについては東部環境美化センターで処理を行っている。資源ごみについては、西原町は西原町リサイクルヤード、与那原町は民間委託にて処理を行っている。</p> <p>中城村のごみ処理は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、危険ごみに分別され、いずれも青葉苑で処理を行っている。</p> <p>対象地域に係る廃棄物処理施設は、一般廃棄物焼却施設2ヶ所、一般廃棄物最終処分場1ヶ所、廃棄物再生利用施設2ヶ所がある。</p> <p>なお、対象地域に位置しているのは、西原町リサイクルヤードのみとなっている。</p> <p>(産業廃棄物)</p> <p>産業廃棄物の処理は、排出事業者責任に基づき事業者自ら処理するか又は許可業者に委託して処理されている。</p> <p>沖縄県における産業廃棄物処理施設の設置許可数201施設のうち、中間処理施設が185施設、最終処分場が16施設となっている。</p> <p>西原町に産業廃棄物焼却施設が1ヶ所ある。</p>
	し尿処理施設の整備状況	西原町、与那原町、中城村のし尿及び浄化槽汚泥の処理は、南部広域行政組合のし尿処理施設である汚泥再生処理センターで行われている。
関係法令等の指定及び規制等	関係法令による指定地域及び地区並びに規制内容	<p>大気質に係る規制</p> <p>「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、「大気汚染に係る環境基準」(昭和48年環境庁告示第25号)が定められている。また、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」(平成9年環境庁告示第4号)、「ダイオキシン類に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)、「微小粒子状物質に係る環境基準」(平成21年環境省告示第33号)が定められている。</p>
	悪臭に係る規制	<p>「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)は、生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める地域(悪臭規制地域)内にある工場、その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について規制している。悪臭規制地域内における改善勧告や改善命令、特定悪臭物質濃度又は臭気指数の測定、報告の徴収及び立入検査は、市町村長が行っている。</p> <p>平成30年度末現在、沖縄県では悪臭防止法に基づき、11市7町5村の計23市町村で悪臭規制地域が指定されているが、「特定悪臭物質規制」に係る地域と、「臭気指数規制」に係る地域があり、西原町は特定悪臭物質規制を行っている。中城村、与那原町は臭気指数規制を行っている。</p> <p>事業実施想定区域が位置する西原町は特定悪臭物質規制を行っている。</p>
	騒音に係る規制	<p>事業実施想定区域は、騒音に係る環境基準類型、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく「特定建設作業に係る騒音の規制基準」及び「特定工場等に係る騒音の規制基準」の規制地域に指定されていない。</p> <p>また、事業実施想定区域周辺は航空機騒音に係る類型は指定されていない。</p>
	振動に係る規制	<p>事業実施想定区域は、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく「特定建設作業に係る振動の規制基準」及び「特定工場等に係る振動の規制基準」の規制地域に指定されていない。</p>
	水質に係る規制	<p>沖縄県内では、水質の汚濁状況の常時監視が25河川35水域、11海域12水域で行われており、対象地域の測定水域は、河川ではなく、中城湾の1海域となっている。</p> <p>対象地域に類型指定されている河川ではなく、海域は中城湾がA類型に指定されている。</p>
	土壤及び地下水に係る規制	<p>「環境基本法」(平成5年法律第91号)及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく土壤の汚染に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。</p>

表 3-1(5) 地域の概況

項目		事業実施想定区域及び対象地域の状況
関係法令等の指定及び規制等	関係法令による指定地域及び地区並びに規制内容	湖沼水質保全特別措置法に規定する指定湖沼 沖縄県内では、湖沼水質保全特別措置法に規定する指定湖沼は存在しない。
	都市計画法による指定区域	対象地域では西原町、与那原町、中城村の全域が那覇広域都市計画区域に指定されている。
	農業振興地域の整備に関する法律による指定区域	事業実施想定区域は農業振興地域及び農用地区域に指定されている。
	森林法による森林地域、国有林、民有林の指定区域	関係町村では林野庁所轄国有林ではなく、森林地域面積のほぼ全域が地域森林計画対象民有林となっている。 また、保安林は西原町と与那原町は0ha、中城村では11haが指定されている。 事業実施想定区域及びその近傍には指定されている保安林はない。
	自然公園法による指定区域	対象地域には指定されている区域はない。
	自然環境保全法による自然環境保全地域の指定区域	対象地域には指定されている区域はない。
	鳥獣保護法による指定区域	対象地域には指定されている区域はない。
	都市計画法による風致地区的指定区域	対象地域には指定されている区域はない。
	世界遺産条約に基づく世界遺産リストに登録されている世界遺産	対象地域には指定されている区域はない。
	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」に基づく湿地の区域	対象地域では特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）に基づく湿地の区域はない。
	急傾斜地崩壊危険区域の指定区域	対象地域では西原町で2区域、中城村で1区域が急傾斜地崩壊危険区域に指定されているが、事業実施想定区域には指定区域はない。
	砂防法による砂防指定地の指定区域	対象地域には、砂防指定地に指定されている区域はない。
	地すべり等防止法による地すべり防止区域の指定区域	対象地域では西原町と中城村でそれぞれ1区域が地すべり防止区域に指定されているが、事業実施想定区域には指定区域はない。
	河川法による河川区域の指定区域	対象地域では二級河川の2河川、準用河川の2河川について河川区域が指定されているが、事業実施想定区域には指定区域はない。
	文化財保護法等による史跡・名勝・天然記念物	対象地域の史跡は国指定が2件、町村指定が6件存在するが、事業実施想定区域には指定史跡は存在しない。 名勝は対象地域には存在しない。 対象地域の天然記念物は国指定が4件、県指定が3件、町村指定が2件存在するが、事業実施想定区域には所在地が定められた指定天然記念物は存在しない。 対象地域の登録記念物は国指定が1件存在するが、事業実施想定区域には指定登録記念物は存在しない。
	海岸法による海岸保全区域の指定区域	対象地域における海岸保全区域は、港湾局所管が7区域、河川局所管が3区域、農村振興局所管が1区域、水産庁所管が1区域となっているが、事業実施想定区域には指定区域はない。
	港湾法による港湾区域の指定区域	事業実施想定区域の前面の沿岸は中城湾港として港湾区域に指定されている。
	港湾法による港湾隣接地域の指定区域	対象地域では中城湾港が指定されているが、事業実施想定区域には指定区域はない。
	都市計画法による臨港地区の指定区域	事業実施想定区域の南側の沿岸は中城湾港西原与那原臨港地区となっているが、事業実施想定区域には指定区域はない。
	漁港漁場整備法による漁港区域の指定区域	対象地域では、沖縄県が管理する第1種漁港として当添漁港が、中城村が管理する第1種漁港として中城浜漁港が漁港区域に指定されているが、事業実施想定区域には指定区域はない。

表 3-1(6) 地域の概況

項目		事業実施想定区域及び対象地域の状況
関係法令等の指定及び規制等	自然環境の保全に関する指針等、環境保全に関する施策	<p>沖縄県の自然環境の保全に関する指針(沖縄島編)</p> <p>陸域に関する指針では、事業実施想定区域は評価ランクV（緑地環境の創造を図る区域）となっている。</p> <p>沿岸域に関する指針では、事業実施想定区域周辺の沿岸域は評価ランクIII（自然環境の保全を図る区域）となっている。</p> <p>生物多様性保全利用指針OKINAWA（沖縄島編）暫定版</p> <p>陸域における自然環境の保全に関する指針では、事業実施想定区域は評価ランクIV（暫定）（自然環境の保全及び向上を図る区域）となっている。</p> <p>沿岸域における自然環境の保全に関する指針は、暫定版では公表されていない。</p>
	各種事業の実施における環境配慮指針	<p>沖縄県では規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）及び「沖縄県環境影響評価条例」（平成12年沖縄県条例第77号）に基づき環境影響評価の手続を実施している。</p> <p>「第3次沖縄県環境基本計画」（令和5年3月、沖縄県）における廃棄物処理施設の設置又は変更の事業に係る環境配慮指針を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の整備にあたっては、周辺の土地利用の状況との整合を図る。</li> <li>○廃棄物処理による大気汚染、水質汚濁、悪臭、土壤汚染等が生じないよう、施設の適正な維持管理を徹底する。</li> </ul>
	西原町景観まちづくり条例	<p>「西原町景観まちづくり条例」（平成28年西原町条例第21号）は、西原町の景観まちづくりに関する必要な事項及び景観法の規定に基づく施行等に関して必要な事項を定めるとともに、良好な景観を形成するための施策を講じることにより、景観まちづくりを推進し、自然の潤いと活力に満ちた地域社会の実現を図り、良好な景観を次世代に継承することを目的としている。</p> <p>また、「西原町景観計画」を策定し、町民、事業者、行政等それぞれの主体が景観づくりを進める上で共有できる目標や方向性を示すとともに、地域の景観と調和した適正な整備・開発を誘導するルールを示し、町民、事業者、行政等がそれぞれの役割のもと、協働により計画的、実効的な景観づくりを進めていくこととしている。</p> <p>西原町全域が景観計画区域に指定されており、小波津川沿川地区が景観形成重点地区に指定されている。</p> <p>また、事業実施想定区域は、工業地域に区分されている。</p>
	西原町都市計画マスタープラン2025-2045	<p>都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、市町村が、住民の意見を反映しつつ将来のまちのあるべき姿やまちづくりの基本的な方向性をわかりやすく示すものである。</p> <p>西原町では、概ね20年後の目指すべき将来都市像を示し、まちづくりに関する基本的な方針となる都市計画マスタープランを平成12年に策定し、その後の時代の潮流に応じて平成24年の改定と平成29年の一部改定を行った。平成24年の計画策定から10年が経過し、社会情勢の変化とともに、計画の進捗が一時的に停止していた大型MICE施設についても、動向が見られることから、これらを踏まえ、令和7年に全面改定を行い、「西原町都市計画マスタープラン2025-2045」を策定した。</p> <p>本計画における将来都市像は、「まちづくり基本条例」に基づき、将来のまちの姿を「多様な交流を育み 賑わいと魅力あふれる 未来へつなぐ 文教のまち－西原」としている。また、まちづくりの目標として、「都市機能が適正に配置され、機能的に連携するまちづくり」、「移動しやすく利便性の高いまちづくり」、「安全・安心、快適で住み易いまちづくり」、「環境に優しくうるおいあるまちづくり」、「町民が主体となるまちづくり」が挙げられている。事業実施想定区域の位置する地域の将来像は、「都市の発展を支える産業とゆとりある生活環境が調和する安全・安心なまち」とされている。事業実施想定区域は工業地に含まれており、計画のなかで本事業も位置付けられている。</p>

表 3-1(7) 地域の概況

項目		事業実施想定区域及び対象地域の状況
自然的状況	大気環境	<p>事業実施想定区域の最寄りの地域気象観測所として、事業実施想定区域の南南西約7.8kmの位置に糸数地域気象観測所（所在地：沖縄県南城市玉城字糸数西赤津川原）が存在する。同観測所では、レーダー観測も行われている。</p> <p>（気温） 令和6年の月別平均気温は16.1°C～28.4°Cであり、7月が最も高く、1月が最も低い。日最高気温は1月及び12月を除いて20°Cを上回り、日最低気温は年間を通して10°Cを上回っている。</p> <p>（風向・風速） 令和6年の月別最多風向は、4月、6月及び7月は南寄りの風が、1月から3月と11月から12月は北寄りの風が卓越している。平均風速は3.3～5.8m/sとなっている。年間を通して風向の頻度は南北方向の風が卓越している。</p> <p>（降水量） 月間の降水量は31.5mm～759.5mmであり、梅雨の時期にかかる5月、6月は、降水量が多くなっている。</p>
	大気質	<p>事業実施想定区域に近い測定局は一般局が2ヶ所あり、那覇市保健所に設置されている那覇局では、5項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質）が、西原町社会福祉センターに設置されている西原局では、3項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）が測定されている。また、自排局は浦添市の株式会社琉薬に設置されている牧港局の1ヶ所があり、2項目（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）が測定されている。</p> <p>沖縄県の令和5年度の結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質についてはいずれの測定局も環境基準を達成しているが、光化学オキシダントについては環境基準を超過している。なお、光化学オキシダントの環境基準達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向となっている。</p> <p>ダイオキシン類の測定結果は、令和元年度から令和5年度の年平均値は0.0050～0.0091pg-TEQ/m³で、環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）を満足している。西原町における法律に基づくばい煙発生施設は、事業所32ヶ所、施設54ヶ所、一般粉じん発生施設は事業所11ヶ所、施設17ヶ所であった。また、県の条例に基づくばい煙発生施設は、事業所2ヶ所、施設2ヶ所、粉じん発生施設は事業所28ヶ所、施設51ヶ所であった。</p> <p>令和5年度における大気汚染による苦情件数は、西原町、与那原町、中城村のいずれも0件となっている。</p>
	騒音	<p>事業実施想定区域は騒音に係る環境基準の類型及び騒音規制法に基づく規制地域に指定されていない。</p> <p>騒音規制法に基づく特定施設は、令和5年度末で沖縄県内において3,621件の届出があり、そのうち西原町で150件、与那原町で0件、中城村で32件の届出があった。</p> <p>騒音規制法に基づく特定建設作業については、令和5年度末で沖縄県内において370件の届出があり、そのうち、西原町で11件、与那原町で3件、中城村で0件の届出があった。</p> <p>令和5年度における騒音による苦情件数は、西原町で0件、与那原町で1件、中城村で0件となっている。</p> <p>対象地域で実施されている自動車交通騒音の測定結果は、国道329号及び県道77号の自動車交通騒音測定は、いずれの地点も環境基準を達成している。国道329号の面的評価は、昼間のみ基準値超過が1戸となっていた。</p>
	振動	<p>事業実施想定区域は振動規制法に基づく規制地域に指定されていない。</p> <p>振動規制法に基づく特定施設は、令和5年度末で沖縄県内において1,062件の届出があり、そのうち西原町で113件、与那原町で0件、中城村で10件があつた。</p> <p>振動規制法に基づく特定建設作業は、令和5年度末で沖縄県内において287件の届出があり、そのうち西原町で7件、与那原町で2件、中城村で0件の届出があつた。</p> <p>令和5年度における振動による苦情件数は、西原町、与那原町、中城村のいずれも0件となっている。</p> <p>なお、沖縄県内では振動に関する定期定点調査は実施されていない。</p>

表 3-1(8) 地域の概況

項目		事業実施想定区域及び対象地域の状況
自然的状況	大気環境	悪臭 事業実施想定区域は悪臭防止法に基づく規制地域に指定されていない 令和5年度における悪臭による苦情件数は、西原町で0件、与那原町で1件、中城村で0件となっている。
	水環境	水象 対象地域を流れる河川は、2河川が沖縄県の管理する二級河川となっている。西原町の地形は、西側に小起伏丘陵とその丘陵を刻む浅谷（盆状谷）が形成されている。二級河川の小波津川はその間をぬって北東へ流れ、途中で流路を南東へ変えて太平洋に注ぎ込んでいる。宇地泊川は、西原町の北部から、宜野湾市と浦添市の市境付近を北西に流れている。 なお、事業実施想定区域には普通河川である小那覇川及び都市下水路として整備されている内間川（延長1,300m、集水面積82ha）が流れ込んでいる。 令和5年度における水質汚濁による苦情件数は、西原町、与那原町、中城村のいずれも0件となっている。
	水質	対象地域の河川については公共用水域測定地点ではなく、海域については中城湾海域が「水質汚濁に係る環境基準」のA類型に指定されている。 (海域の水質測定結果) 海域の公共用水域測定地点における生活環境項目は、当添海岸及び与那原海岸においてDOが環境基準を下回っているが、その他の項目はいずれの地点も環境基準を満たしている。 健康項目及び全亜鉛は、事業実施想定区域周辺海域では測定が行われていない。 事業実施想定区域の周辺では西原きらきらビーチ（西原町）で水浴場の水質調査が実施されており、シーズン前、中いずれも水質判定Aであり、水浴場として「適」と判定されている。
	底質	対象地域においては底質の調査は行われていない。
	地下水	対象地域の地下水については、令和5年度には西原町小那覇の1地点で調査が行われており、いずれの項目も不検出となっている。
	土壤及び地盤環境	土壤汚染 沖縄県においては、昭和50年度から平成8年度まで土壤保全対策事業の一環として、農用地における土壤の調査を行った結果、基準値以上の重金属類は検出されていない。 令和5年度における土壤汚染による苦情件数は、西原町、与那原町、中城村のいずれも0件となっている。
	地盤沈下	地盤沈下 沖縄県においては、地盤沈下の事例は令和5年度現在までのところ認められていない。 令和5年度における地盤沈下による苦情件数は、西原町、与那原町、中城村のいずれも0件となっている。
	地震による液状化	「平成25年度沖縄県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月、沖縄県）によると、沖縄県の広い範囲で震度6弱程度の揺れが起きたと想定された場合、事業実施想定区域は液状化の危険度が「極めて高い」地区であると予測されている。
	地形及び地質	地形 対象地域の内陸部は主に「小起伏丘陵」、「丘陵上を刻む浅谷（盆状谷）」及び「谷底低地」からなり、沿岸部周辺は主に「海岸低地」及び「埋立地」からなっている。また、沿岸海域は「サンゴ礁原（イノ一礁池）」及び「礁斜面」からなっている。 事業実施想定区域は、「海岸低地」となっている。

表 3-1(9) 地域の概況

項目		事業実施想定区域及び対象地域の状況
自然的状況	地形及び地質	対象地域の内陸部は主に島尻層群の「泥岩(固結堆積物)」や「砂岩(固結堆積物・半固結堆積物)」、沿岸部は「沖積層(未固結堆積物)粘土・シルト・砂・礫」で構成されている。 事業実施想定区域は「沖積層(未固結堆積物)粘土・シルト・砂・礫」からなっている。
	特異な地形・地質	対象地域では広範囲に海成段丘がみられる。また、与那原町には円錐丘、分水界、島尻層群のスランプ構造が存在する。 事業実施想定区域には特異な地形・地質は存在しない。
	土砂災害危険箇所	対象地域では、主に内陸部に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域が分布している。対象地域には、砂防指定地はない。 事業実施想定区域には指定箇所はみられない。
	植物、動物及び生態系	対象地域及び周辺では、維管束植物は37目79科201種、蘇苔類は12目23科44種、藻類は20目35科111種の重要な植物の生育の可能性が考えられる。 対象地域は、畑雜草群落及び緑の多い住宅地が広がり、沿岸部には工場地帯及び市街地が見られ、内陸側にはナガミボチョウジーヤブニッケイ群落、ハドノキーウラジロエノキ群団（二次林）、ナガバカニクサーススキ群団等がパッチ状に分布している。 事業実施想定区域は、造成地、畑雜草群落及び放棄畑雜草群落となっている。西原町に町指定天然記念物である「内間御殿のサワフジ（サガリバナ）」が、与那原町に町指定天然記念物である「久葉堂赤木（クファードウアカギ）」が存在している。 事業実施想定区域には特定植物群落等及び巨樹・巨木はない。
	動物	「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第3版-動物編-」、「自然環境の保全に関する指針 沖縄島編」、「自然環境保全基礎調査 自然環境調査Web-GIS 動物分布調査（第2, 3, 4, 5, 6回）」、「環境アセスメントデータベース」等より、対象地域及び周辺では、種の保存法の指定種や沖縄県レッドデータブック等に掲載されている512種の重要な動物に生息の可能性が考えられる。 重要な種の内訳は、哺乳類がワタセジネズミ等10種、鳥類がヒシクイ等52種、爬虫類がアオウミガメ等12種、両生類がオキナワイボイモリ等3種、魚類がオオメジロザメ等75種、昆虫類がオヒキコシビロザトウムシ等59種、甲殻類がシオカラヨコエビ等72種、多足類がカツレンフトケヤスデ等3種、貝類がヒメケハダヒザラガイ等226種である。
	海域生物（藻場、サンゴ礁等）	藻場は西原町の工場地帯沿岸及び東崎沿岸に分布している。なお、対象地域には干潟の分布は見られない。 サンゴ礁は中城村沖に5%未満の分布がみられる。

表 3-1(10) 地域の概況

項目		事業実施想定区域及び対象地域の状況
自然的状況	植物、動物及び生態系	<p>対象地域の前面海域は「生物多様性の観点から重要度の高い海域（沿岸域）」となっている。</p> <p>また、対象地域は、畑雜草群落及び緑の多い住宅地が広がり、沿岸部には工場地帯及び市街地が見られ、内陸側にはナガミボチョウジヤブニッケイ群落、ハドノキーウラジロエノキ群団（二次林）、ナガバカニクサーススキ群団等がパッチ状に分布し、これら草地や低木林、二次林を基盤とした生態系が形成されている。</p> <p>このような環境には、ジャコウネズミやオキナワハツカネズミ等の哺乳類をはじめ、ツミやリュウキュウアオバズク等の猛禽類や、アオカナヘビやオキナワトカゲ等の爬虫類が生息しているものと考えられる。また、対象地域は海域に隣接していることから、猛禽類のミサゴが沿岸域を餌場として利用していることも考えられる。</p> <p>河川には川と海を行き来するテナガエビ類やハゼ類等が、河口域の砂泥底にはシオマネキ等の甲殻類が生息しているものと考えられる。</p> <p>対象地域の海域では、アマモ場が西原町の一部のみに見られ、中城村の沿岸沖に被度5%未満のサンゴ礁がみられる。アマモ場は、魚類を始め甲殻類、貝類など多様な生物を育む重要な場になっていると考えられる。</p>
景観	景観資源の状況	<p>対象地域とした3km以遠にも景観資源があった場合には影響検討が必要となる可能性も考慮し、宜野湾市、浦添市、南城市、南風原町の一部を含む範囲を対象として調査を行った。</p> <p>選定された景観資源は、「重要な地形・地質」が1件、「自然景観」が4件、「歴史・文化的景観」が45件、「まちなみ・くらし景観」が8件となっている。</p> <p>事業実施想定区域の北西側には、歴史的・文化的景観が集中している地域がみられる。</p>
	利用及び眺めの状況	<p>対象地域とした3km以遠にも眺望点があった場合には影響検討が必要となる可能性も考慮し、宜野湾市、浦添市、南城市、南風原町の一部を含む範囲を対象として調査を行った。</p> <p>対象地域における主要な眺望点は西原町・与那原町に1ヶ所、西原町に8ヶ所、与那原町に8ヶ所、中城村に2ヶ所、浦添市に1ヶ所となっている。</p> <p>事業実施想定区域には主要な眺望点はみられない。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場の状況	事業実施想定区域の最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、南側約400mに東崎公園及びあがりティーダ公園が位置している。
歴史的・文化的環境	文化財等	対象地域の文化財等は国指定が7件、県指定が3件、町村指定が8件分布している。 事業実施想定区域には文化財等はみられない。
	埋蔵文化財包蔵地	対象地域には埋蔵文化財包蔵地が西原町で32件、与那原町で15件、中城村で17件分布しているが、事業実施想定区域には周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。
	御嶽・拝所等	対象地域には御嶽・拝所等が西原町で110件、与那原町で15件、中城村で1件分布しており、事業実施想定区域付近には浜之御殿があるとされているが、建造物等は現存していない。
	湧水等	対象地域の主な湧水等としては、西原町で1件、与那原町で7件分布している。 事業実施想定区域周辺には湧水等はみられない。
一般環境中の放射性物質の状況		対象地域では一般環境中の放射性物質に関する連続測定は実施されていない。

## **第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測 及び評価の手法**



## 第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法

### 4.1 計画段階配慮事項の選定

#### 4.1.1 影響要因及び環境要素の抽出

本事業の実施に係る環境影響評価その他の手続きを適切に進めるため、「沖縄県環境影響評価条例」（平成12年沖縄県条例第77号）第4条第1項の規定により策定された「沖縄県環境影響評価技術指針」（平成13年沖縄県告示第678号）に準拠し、計画段階配慮事項の選定を行った。

#### 4.1.2 事業特性及び地域特性

第2章及び第3章で把握した事業特性と地域特性の概要は以下のとおりである。

##### (1) 事業特性の概要

###### 1) 工事の実施

- ・事業実施想定区域は現状で畠や原野となっている平坦地であり、大規模な土地造成を伴う計画はないが、一部、盛土等の土地改変が行われる計画となっている。今後の事業計画の詳細検討に伴い切土・盛土の工事等の詳細計画が決まることから、方法書以降の手続きにおいて再検討を行う。
- ・工事の実施により一時的な赤土等による水の濁りの発生が想定される。
- ・工事の実施に際し、建設機械の稼働及び資機材運搬車両等の走行が行われる。
- ・工事の実施により、灌木類・草地の伐採・除去が想定される。

###### 2) 施設等の存在及び供用

- ・焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設(不燃・粗大ごみ処理施設)を新設する。
- ・計画施設は、大気汚染物質、有害物質の発生が想定される施設であるばい煙発生施設に該当するほか、ごみの貯留・処理に伴う悪臭の発生、誘引送風機、蒸気復水器、粗大ごみ破碎機などの設備の稼働に伴う騒音・振動、低周波音の発生が想定される。
- ・事業の実施により煙突や建屋などの構造物が出現する。
- ・施設の供用に伴い、新たに廃棄物運搬車両等が走行する。
- ・煙突高さを60m以上とする計画はないことから、航空障害灯等は設置しない。

##### (2) 地域特性の概要

- ・事業実施想定区域は、西原町の東部に位置し、工業専用地域に隣接した市街化調整区域にあり、現状では畠や原野となっている。また、普通河川（小那霸川）や水路が存在している。
- ・対象地域では、自然環境保全地域、自然遺産、鳥獣保護区、自然公園、風致地区等の指定はないが、保安林等の指定がなされている。事業実施想定区域は、自然環境の保全に関する指針では陸域は評価ランクV、沿岸域は評価ランクIIIに指定されている。

#### 4.1.3 計画段階配慮事項の選定

本事業に伴う影響要因と影響を受ける可能性を検討すべき環境要素との関連について、沖縄県環境影響評価技術指針 別表を参考に整理したのち、本事業の事業特性と地域特性を勘案して重大な影響のおそれのある環境要素を計画段階配慮事項として選定し、選定しなかった項目については方法書以降の手続きで検討するものとした。

計画段階配慮事項として選定した項目は表 4.1-1に、選定理由又は選定しなかった理由は表 4.1-2に示すとおりである。

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定結果

環境要因の区分	工事の実施			施設等の存在及び供用				
	造成等の施工による一時的な影響	建設機械の稼働	資機材の運搬車両等の走行	廃棄物処理施設の存在	焼却施設の稼働	マテリアルリサイクル推進施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	
<b>環境要素の区分</b>								
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物			○		
			硫黄酸化物			○		
			浮遊粒子状物質			○		
			有害物質等			○		
			粉じん等					
		騒音	騒音					
			振動					
			低周波音					
			悪臭					
	水環境		赤土等による水の濁り					
			水の汚れ					
			地下水の水質					
			底質					
			水象					
	土壤に係る環境		土壤汚染					
			地盤沈下					
			地形・地質					
	その他の環境		電波障害					
			日照阻害					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸域生物							
	海域生物							
	生態系							
	景観							
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場							
	歴史的・文化的環境							
	廃棄物等							
	温室効果ガス等							
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量							

○：重大な環境影響のおそれがあるとして計画段階配慮事項として選定する項目を示す。

表 4.1-2(1) 計画段階配慮事項として選定した理由又は選定しなかった理由

環境要素の区分	影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由 又は選定しなかった理由
大気質	工事の実施	×	工事の実施に伴う大気汚染物質の発生が想定されるが、工種及び工区や建設機械の運用の計画が未定なこと、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、建設機械配置・運用の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		○	周辺の生活環境に配慮して、ばい煙発生施設の供用による大気質への負荷の低減が必要であること、また、半径 3km の環境影響の範囲内に学校、病院、福祉施設及び住宅地があり、複数案による影響を定量的に確認する必要があることから、計画段階配慮事項として選定する。
	施設等の存在及び供用	×	廃棄物等の搬出入車両の走行に伴う周辺環境への影響が想定されるが、廃棄物運搬車両は既存焼却施設に係る車両台数（往復 350 台/日程度）と同程度となる計画であり、周辺道路との交通量の比較から、大気汚染物質の大幅な増加はないと考えられる。以上のことから、廃棄物運搬車両の走行による重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		×	工事の実施に伴う騒音の発生が想定されるが、工種及び工区の計画や建設機械の運用が未定なこと、大規模な土地造成を伴う計画はなく、事業実施想定区域は市街化調整区域であり、学校や住宅地等が隣接しないことから、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、建設機械配置・運用の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	騒音	×	焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の供用に伴う騒音の発生が想定されるが、事業実施想定区域は市街化調整区域であり、学校や住宅地等が隣接しないことから、その影響は方法書以降の手続きにおける機器の型式・配置の見直し、騒音対策といった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。 また、廃棄物等の搬出入車両の走行に伴い周辺環境への影響が想定されるが、廃棄物運搬車両は既存焼却施設に係る車両台数（往復 350 台/日程度）と同程度となる計画であり、周辺道路との交通量の比較から、騒音の大幅な増加はないと考えられる。 以上のことから、施設等の存在及び供用による重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		×	工事の実施に伴う振動の発生が想定されるが、工種及び工区の計画や建設機械の運用が未定なこと、大規模な土地造成を伴う計画はなく、事業実施想定区域は市街化調整区域であり、学校や住宅地等が隣接しないことから、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、建設機械配置・運用の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
振動	工事の実施	×	工事の実施に伴う振動の発生が想定されるが、工種及び工区の計画や建設機械の運用が未定なこと、大規模な土地造成を伴う計画はなく、事業実施想定区域は市街化調整区域であり、学校や住宅地等が隣接しないことから、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、建設機械配置・運用の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。

表 4.1-2(2) 計画段階配慮事項として選定した理由又は選定しなかった理由

環境要素の区分	影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由 又は選定しなかった理由
大気環境	振動	施設等の存在及び供用	焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の供用により振動の発生が想定されるが、事業実施想定区域は市街化調整区域であり、学校や住宅地等が隣接しないことから、その影響は方法書以降の手続きにおける機器の型式・配置の見直し、振動対策といった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。 また、廃棄物等の搬出入車両の走行に伴い周辺環境への影響が想定されるが、廃棄物運搬車両は既存焼却施設に係る車両台数（往復350台/日程度）と同程度となる計画であり、周辺道路との交通量の比較から、振動の大幅な増加はないと考えられる。 以上のことから、施設等の存在及び供用による重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
			工事の実施
	低周波音	施設等の存在及び供用	工事の実施に伴い著しい低周波音を発生するような工種・建設機械の稼働は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
			焼却施設の集塵機及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の破碎機等からの低周波音の発生が想定されるが、事業実施想定区域は市街化調整区域であり、学校や住宅地等が隣接しないことから、その影響は方法書以降の手続きにおける機器の型式・配置の見直し、低周波音対策といった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	悪臭	工事の実施	工事の実施に伴い悪臭を発生するような工種・建設機械の稼働は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
			施設等の存在及び供用
		施設等の存在及び供用	周辺の生活環境に配慮して、施設の供用による悪臭の発生が想定されるが、排ガス中の臭気は燃焼により分解すること、施設からの漏洩については、焼却施設内は負圧管理、出入口は臭気漏洩対策を行う計画であることから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
水環境	赤土等による水の濁り	工事の実施	工事の実施に伴う赤土等による水の濁りの発生が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、沈砂池の設置などの環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		施設等の存在及び供用	本事業は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、裸地・農地の出現はなく赤土等による水の濁りを发生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれはないと考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。

表 4.1-2(3) 計画段階配慮事項として選定した理由又は選定しなかった理由

環境要素の区分	影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由 又は選定しなかった理由
水の汚れ	工事の実施	×	工事の実施に伴い著しい水の汚れを発生するような工種・建設機械の稼働は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、施設からのプラント排水は炉内噴霧及び減温塔への噴霧による蒸発散処理又は下水道放流、生活排水は下水道放流とすることから、公共用水域に排出されるのは敷地内の側溝等で集水した雨水のみであり、汚水を発生するものではないため、水の汚れの発生は無いと想定される。また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
地下水の水質	工事の実施	×	工事の実施に伴い地下水汚染を発生するような工種・建設機械の稼働は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、地下水を利用する計画はなく、施設からのプラント排水は炉内噴霧及び減温塔への噴霧による蒸発処理又は下水道放流、生活排水は下水道放流とし、ごみや焼却灰は建屋内で保管し雨水等にふれることはないことから、地下水汚染を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれはないと考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
底質	工事の実施	×	工事の実施に伴い底質の汚染を発生するような工種・建設機械の稼働は無いと想定され、また、工事の実施に伴う赤土等による底質への影響が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、沈砂池の設置などの環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、施設からのプラント排水は炉内噴霧及び減温塔への噴霧による蒸発処理又は下水道放流、生活排水は下水道放流とすることから、底質の汚染を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれはないと考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
水象	工事の実施	×	工事の実施に伴い水象を変化させるような工種・建設機械の稼働は無いと想定される。また、事業実施想定区域には普通河川や水路が存在するが、その影響は方法書以降の手続きにおける工事計画の検討等の環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	敷地の存在（土地の改変）による土地利用の変化に伴う水象の変化が想定されるが、事業計画は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、地下水を大量に汲み上げることはなく、地下水の流れに著しい影響を与えるような大規模な構造物を設置する計画はない。また、事業実施想定区域には普通河川や水路が存在するが、施設はこれらを考慮して配置する。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。

表 4.1-2(4) 計画段階配慮事項として選定した理由又は選定しなかった理由

環境要素の区分	影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由 又は選定しなかった理由
土壤汚染	工事の実施	×	工事の実施に伴い土壤汚染を発生するような工種・建設機械の稼働は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、施設からのプラント排水は炉内噴霧及び減温塔への噴霧による蒸発処理又は下水道放流、生活排水は下水道放流とし、ごみや焼却灰は建屋内で保管し雨水等にふれることはないことから、土壤の汚染を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれはないと考えられる。また、施設内で取り扱う触媒や試薬等に有害物質は含まれない。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
土壤に係る環境	工事の実施	×	工事の実施に伴い地盤沈下を発生するような工種・建設機械の稼働は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、地下水を大量に汲み上げることがないことから、地盤沈下を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれはないと考えられる。また、地下水の流れに著しい影響を与えるような大規模な構造物を設置する計画はない。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
地形・地質	工事の実施	×	工事の実施に伴う地形・地質の変化が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	施設の存在（土地の改変）により地形・地質の変化が想定されるが、事業実施想定区域及び周辺には、重要な地形・地質が存在しない。以上のことから、重大な環境影響のおそれがないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
電波障害	工事の実施	×	工事の実施に伴い電波障害を発生するような仮設構造物等は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	焼却施設の煙突の設置に伴う電波障害の発生が想定されるが、幅の狭い構造物であり遮蔽の範囲は広くないことが想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
その他の環境	工事の実施	×	工事の実施に伴い日照阻害を発生するような仮設構造物等は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	焼却施設の存在に伴う日照阻害の発生が想定されるが、事業実施想定区域近傍の影響の生じる範囲には、学校や住宅等の日影が影響する施設がないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。

表 4.1-2(5) 計画段階配慮事項として選定した理由又は選定しなかった理由

環境要素の区分	影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由 又は選定しなかった理由
陸域生物	工事の実施	×	工事の実施に伴う陸域生物への影響が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、建設機械配置・運用の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	事業実施想定区域は、現状で人為的な影響を受けた土地利用となっているため、施設の存在（土地の改変）により植生・植物種の改変及び動物及びその生息環境の変化は小さいと考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
海域生物	工事の実施	×	工事の実施に伴う赤土等による水の濁りによる海域への影響が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、沈砂池の設置などの環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	陸域での立地であり、施設からのプラント排水は炉内噴霧及び減温塔への噴霧による蒸発散処理又は下水道放流、生活排水は下水道放流することから、水の濁りや水の汚れもほとんどなく、海域への影響は想定されない。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
生態系	工事の実施	×	工事の実施に伴う生態系への影響が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、建設機械配置・運用の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	事業実施想定区域は現状で人為的な影響を受けた土地利用であり、また、周辺には類似の環境が広がっているため、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
景観	工事の実施	×	工事の実施に伴う景観の変化が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	○	敷地の存在（土地の改変）、煙突等の構造物の存在により景観の変化が想定され、複数案による影響を確認する必要があることから、計画段階配慮事項として選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施	×	事業実施想定区域の周辺には、東崎公園やあがりティーダ公園等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在するが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、資材運搬車両等の運行の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	事業実施想定区域の周辺には、東崎公園やあがりティーダ公園等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在するが、施設の供用に伴う影響は方法書以降の手続きにおける騒音・振動対策、悪臭対策等の環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。 また、廃棄物等の搬出入車両の走行に伴う影響が想定されるが、廃棄物運搬車両は既存焼却施設に係る車両台数（往復350台/日程度）と同程度となる計画であり、周辺道路との交通量の比較から、交通量の大幅な増加はないと考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。

表 4.1-2(6) 計画段階配慮事項として選定した理由又は選定しなかった理由

環境要素の区分	影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由 又は選定しなかった理由
歴史的・文化的環境	工事の実施	×	事業実施想定区域には指定を受けた文化財等は存在しないが、これまでに把握されていなかった埋蔵文化財等が確認される可能性があり、事前に関係機関と協議・調整を行い必要な措置を講じる計画である。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	事業実施想定区域には、指定を受けた文化財等は存在しないが、これまでに把握されていなかった埋蔵文化財等が確認される可能性があり、事前に関係機関と協議・調整を行い必要な措置を講じる計画である。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
廃棄物等	工事の実施	×	工事の実施に伴う残土などの廃棄物等の発生が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	焼却灰やマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の処理残渣等の廃棄物等の発生が想定される。廃棄物の処理方法等は未定であるが、関係法令を遵守し適切に処理・処分を行う計画であり、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
温室効果ガス等	工事の実施	×	工事の実施に伴う温室効果ガス等の発生が想定されるが、工種や建設機械の運用等の工事計画が未定であり、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	焼却施設では、可燃ごみ焼却による温室効果ガス等の発生が想定されるが、省エネルギー機器の導入等の温室効果ガス削減対策等が未定であることなどから、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
放射線の量	工事の実施	×	事業実施想定区域は避難指示区域等の空間線量率が高い地域ではなく、工事の実施による放射性物質の相当程度の拡散・流出は生じないと想定されることから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	事業実施想定区域は避難指示区域等の空間線量率が高い地域ではなく、本事業は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、施設等の存在及び供用による放射性物質の相当程度の拡散・流出は生じないと想定されることから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、計画段階配慮事項として選定しなかった。

## 4.2 調査、予測及び評価の手法

### 4.2.1 選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法

前述の表 4.1-1及び表 4.1-2で選定した計画段階配慮事項の調査、予測の手法及び選定理由を表 4.2-1に、評価手法を表 4.2-2に示す。調査、予測及び評価の手法については、「沖縄県環境影響評価技術指針」(平成13年沖縄県告示第678号)に基づき、複数案の環境影響の程度を適切に予測・評価できる手法を選定した。

表 4.2-1 計画段階配慮事項の調査、予測の手法及び選定理由

環境要素	影響要因	調査の手法及び選定理由	予測の手法及び選定理由
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持	大気質	<p>(1)調査項目            ①大気質の状況            ②大気汚染に係る環境基準の項目            (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類)            ③大気汚染の主要な発生源の状況            2)自然的・社会的状況            ①気象の状況            ②規制等の状況</p> <p>(2)調査手法            既存資料調査</p> <p>(3)手法の選定理由            大気質の状況は、大気質を継続して観測している一般大気測定局があり、現況を把握できるため選定する。また、自然的・社会的状況は、通年の気象データを観測している地点（糸数地域気象観測所）があり、現況を把握できるため選定する。</p>	<p>(1)予測手法            プルーム式等による簡易的な拡散計算により、年間の平均的な気象条件時における煙突からの寄与濃度について予測する。</p> <p>(2)手法の選定理由            複数案ごとに環境影響の程度を整理・比較し、環境基準等と整合が図られているか否かについても検討することで、施設の配置を適切に予測できると考えられる。</p>
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	<p>(1)調査項目            • 景観資源の分布及び状況            • 主要な眺望点及び眺望景観の状況</p> <p>(2)調査手法            • 既存資料調査            • 現地踏査及び写真撮影            • 数値解析（可視領域の判定）</p> <p>(3)手法の選定理由            事業実施想定区域及び周辺の環境情報が資料調査、現地踏査、写真撮影及び数値解析で把握できるため選定する。</p>	<p>(1)予測手法            景観資源の分布と煙突等の計画施設との重ね合わせから変化の程度を予測する。また、眺望状況と計画施設との重ね合わせから変化の程度を予測する。</p> <p>(2)手法の選定理由            景観資源の分布及び眺望状況と事業計画の重ね合わせから改変の程度が適切に予測できると考えられる。</p>

表 4.2-2 計画段階配慮事項の評価の手法

評価手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数案で環境影響の程度を整理・比較を行い、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討する。</li> <li>国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性を検討する。</li> </ul>
手法の選定理由	施設位置等に違いを持たせた各案で評価できるため選定する。

#### 4.2.2 選定した計画段階配慮事項の調査地域及び予測地域

選定した計画段階配慮事項の調査地域及び予測地域を図4.2-1に示す。

調査地域及び予測地域は、大気質は事業実施想定区域及びその周辺、景観は事業実施想定区域を眺望できる範囲とし、検討経緯の詳細は「第5章 調査、予測及び評価の結果」に示す。



「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000  
0 0.4 0.8 1.6 km N

図 4.2-1 計画段階配慮事項の調査地域及び予測地域

## **第5章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価**



## 第5章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

### 5.1 環境要素に係る総合的な評価

事業計画に係る複数案は施設配置について A 案及び B 案とし、施設供用時の影響に係る大気質及び景観の各環境要素について検討を行った。

環境要素ごとの環境影響が考えられる内容と、事業計画における環境配慮の方向性の概要を表 5-1 に示す。



表 5-1 環境影響の総合的な評価（大気質、景観）

環境要素	影響要因の区分	調査項目	予測項目・予測方法	評価結果		環境配慮の方向性																					
				A案	B案																						
大気質	焼却施設の稼働 (排出ガス)	<p>①大気質の状況 ・大気汚染に係る環境基準の項目 ・大気汚染の主要な発生源の状況</p> <p>②自然的・社会的状況 ・気象の状況 ・規制等の状況</p> <p>【大気環境基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>長期的評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NO<sub>2</sub></td> <td>年間98%値 0.06ppm以下</td> </tr> <tr> <td>SO<sub>2</sub></td> <td>年間2%除外値 0.04ppm以下</td> </tr> <tr> <td>SPM</td> <td>年間2%除外値 0.10mg/m<sup>3</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>年平均値 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	長期的評価	NO <sub>2</sub>	年間98%値 0.06ppm以下	SO <sub>2</sub>	年間2%除外値 0.04ppm以下	SPM	年間2%除外値 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	ダイオキシン類	年平均値 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目 煙突排ガスの排出による周辺地域への大気質の影響の程度とし以下の大气汚染物質の濃度（長期平均濃度）とした。 ①二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) ②二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) ③浮遊粒子状物質 (SPM) ④ダイオキシン類</li> <li>予測方法 長期平均濃度を求めるための手法のうち簡易的な手法を参考に、年平均値に相当する値を求めた。</li> <li>予測地点 最大着地濃度地点 (1.02km)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大着地濃度発生地点（年平均値） 二酸化窒素 : 0.0034ppm 二酸化硫黄 : 0.0006ppm 浮遊粒子状物質 : 0.0142mg/m<sup>3</sup> ダイオキシン類 : 0.0065pg-TEQ/m<sup>3</sup></li> <li>環境基準との整合 すべての項目で環境基準と整合。 二酸化窒素（年間98%値） : 0.0082ppm 二酸化硫黄（年間2%除外値） : 0.0014ppm 浮遊粒子状物質（年間2%除外値） : 0.0314mg/m<sup>3</sup> ダイオキシン類（年平均値） : 0.0065pg-TEQ/m<sup>3</sup></li> </ul> <p>&lt;A案とB案の比較評価&gt; 大気質においては、A案とB案に差はない。</p>	<p>排ガス処理として、ごみの安定的燃焼に務めるとともに、適切な有害排ガス除去装置や集じん器の設置を検討している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>除去対象物</th> <th>除去設備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん</td> <td>・ろ過式集じん器</td> </tr> <tr> <td>塩化水素(HCl)、硫黄酸化物(SOx)</td> <td>・乾式法 ・薬剤噴霧+ろ過式集じん器</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物(NOx)</td> <td>・燃焼制御により対応</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>・活性炭吹込+ろ過式集じん器</td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td>・活性炭吹込+ろ過式集じん器 ・搬入禁止の徹底 ・分別の徹底</td> </tr> </tbody> </table>	除去対象物	除去設備等	ばいじん	・ろ過式集じん器	塩化水素(HCl)、硫黄酸化物(SOx)	・乾式法 ・薬剤噴霧+ろ過式集じん器	窒素酸化物(NOx)	・燃焼制御により対応	ダイオキシン類	・活性炭吹込+ろ過式集じん器	水銀	・活性炭吹込+ろ過式集じん器 ・搬入禁止の徹底 ・分別の徹底
項目	長期的評価																										
NO <sub>2</sub>	年間98%値 0.06ppm以下																										
SO <sub>2</sub>	年間2%除外値 0.04ppm以下																										
SPM	年間2%除外値 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下																										
ダイオキシン類	年平均値 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下																										
除去対象物	除去設備等																										
ばいじん	・ろ過式集じん器																										
塩化水素(HCl)、硫黄酸化物(SOx)	・乾式法 ・薬剤噴霧+ろ過式集じん器																										
窒素酸化物(NOx)	・燃焼制御により対応																										
ダイオキシン類	・活性炭吹込+ろ過式集じん器																										
水銀	・活性炭吹込+ろ過式集じん器 ・搬入禁止の徹底 ・分別の徹底																										
景観	廃棄物処理施設の存在	<p>①景観資源の分布及び状況 ②主要な眺望点及び眺望景観の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目 ①景観資源の変化の状況 ②主要な眺望点からの眺望景観の変化の状況</li> <li>予測方法 ①景観資源の変化の状況 景観資源の直接的な変化の程度について、事業実施想定区域と景観資源図面のオーバーレイにより予測した。 ②主要な眺望点からの眺望景観の変化の状況 眺望点からの眺望景観への影響が大きくなると考えられる「垂直視角」について、主要な眺望点から新設の煙突を見たときの垂直視角を算出し、眺望景観の変化の程度を予測した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観資源の状況 事業実施想定区域内には景観資源はないことから、事業の実施が重大な環境影響を及ぼすことはない。</li> <li>主要な眺望点からの眺望景観の変化の状況 主要な眺望点からの垂直視角は最大で5.62度となっており、圧迫感を受ける目安である10度を下回る。</li> </ul> <p>&lt;A案とB案の比較評価&gt; 景観においては、いずれの案も垂直視角は圧迫感を受ける目安である10度を下回り、A案とB案の影響の差はほとんどない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和し圧迫感を与えない様な形状、意匠とする。</li> <li>落ち着いた色彩を基調とし、周辺の環境と調和した色彩とする。</li> <li>敷地外周の緑化に努める。</li> </ul>																						

